

# 総 社 市 地 域 防 災 計 画

(地 震 災 害 対 策 編)

令和 6 年 8 月

総 社 市 防 災 会 議

## 総 社 市 地 域 防 災 計 画 の 経 緯

地震災害対策編は、第 1 章 第 1 節 「計画の目的」に定めるとおり、総社市地域防災計画（風水害等対策編）に定めるもののほか、特に地震災害対策に関する事項について定めたものである。

平成 1 7 年 3 月 2 2 日の総社市・山手村・清音村との市町村合併で、新「総社市」が発足したことにより、平成 1 5 年 6 月に作成した総社市地域防災計画（地震災害対策編）をもとに、山手村、清音村の地域防災計画を踏まえ、新たに平成 1 8 年 1 2 月に作成した。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等に伴い、以降見直しを行っている。

令和 6 年 8 月

総 社 市 防 災 会 議

# 総 社 市 地 域 防 災 計 画 （地震災害対策編）目 次

## 第 1 章 総 則

|       |                   |    |
|-------|-------------------|----|
| 第 1 節 | 計画の目的及び基本理念等      | 1  |
| 第 2 節 | 防災関係機関の処理すべき業務の大綱 | 2  |
| 第 3 節 | 防災会議              | 2  |
| 第 4 節 | 総社市の概要            | 4  |
| 第 5 節 | 断層型地震の被害想定        | 7  |
| 第 6 節 | 南海トラフの巨大地震の被害想定   | 11 |
| 第 7 節 | 地震災害対策の基本的方向      | 18 |

## 第 2 章 地震災害予防計画

### 第 1 節 自立型の防災活動の促進

|       |                           |    |
|-------|---------------------------|----|
| 第 1 項 | 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着 | 20 |
| 第 2 項 | 防災教育の推進計画                 | 22 |
| 第 3 項 | 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画      | 23 |
| 第 4 項 | 防災ボランティア養成等計画             | 24 |
| 第 5 項 | 住民，地域，企業の防災訓練計画及び参加       | 25 |
| 第 6 項 | 地域防災活動施設等の整備計画及び推進        | 26 |
| 第 7 項 | 要配慮者等の安全確保計画              | 28 |
| 第 8 項 | 物資等の確保計画                  | 31 |

### 第 2 節 迅速かつ円滑な地震対策への備え

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 第 1 項 | 災害応急体制整備計画         | 36 |
| 第 2 項 | 情報の収集・連絡体制整備計画     | 38 |
| 第 3 項 | 救助，救急，医療体制整備計画     | 39 |
| 第 4 項 | 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 | 42 |
| 第 5 項 | 避難及び避難所の設置・運営計画    | 44 |
| 第 6 項 | 災害救助用資機材の確保計画      | 48 |
| 第 7 項 | 建設用資機材の備蓄・調達計画     | 49 |
| 第 8 項 | 地域防災活動拠点整備計画       | 50 |
| 第 9 項 | 消防等防災業務施設整備計画      | 50 |
| 第10項  | 広域的応援体制整備計画        | 51 |
| 第11項  | 防災訓練計画             | 52 |
| 第12項  | 業務継続体制の確保          | 53 |

### 第3節 地震に強いまちづくり

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1項 | 建物、まちの不燃化，耐震化計画         | 54 |
| 第2項 | 公共施設等災害予防計画             | 55 |
| 第3項 | ライフライン（電気，ガス，水道等）施設予防計画 | 58 |
| 第4項 | 危険物施設等災害予防計画            | 61 |
| 第5項 | 有害ガス災害予防計画              | 62 |
| 第6項 | 流出油災害予防計画               | 63 |
| 第7項 | 地盤災害予防計画                | 63 |

## 第3章 地震災害応急対策計画

### 第1節 応急体制

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 第1項 | 応急活動体制      | 66 |
| 第2項 | 地震情報の伝達計画   | 68 |
| 第3項 | 被害情報の収集伝達計画 | 69 |
| 第4項 | 災害救助法の適用計画  | 71 |
| 第5項 | 広域応援        | 71 |
| 第6項 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 73 |

### 第2節 緊急活動

|      |                      |    |
|------|----------------------|----|
| 第1項  | 救助計画                 | 75 |
| 第2項  | 資機材調達計画              | 77 |
| 第3項  | 救急・医療計画              | 77 |
| 第4項  | 避難及び避難所の設置・運営計画      | 80 |
| 第5項  | 道路啓開                 | 85 |
| 第6項  | 交通の確保計画              | 87 |
| 第7項  | 消火活動に関する計画           | 88 |
| 第8項  | 危険物施設等の応急対策計画        | 89 |
| 第9項  | 緊急輸送計画               | 89 |
| 第10項 | 救援物資等の受入れ，集積，搬送，配分計画 | 90 |
| 第11項 | ボランティアの受入れ，調整計画      | 93 |
| 第12項 | 災害時相互支援              | 93 |

### 第3節 民生安定活動

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 第1項 | 要配慮者支援対策計画      | 98  |
| 第2項 | 被災者に対する情報伝達広報計画 | 100 |
| 第3項 | 風評・パニック防止対策計画   | 102 |
| 第4項 | 食料供給，炊き出し計画     | 102 |
| 第5項 | 飲料水の供給計画        | 103 |

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第6項  | 生活必需品等調達供給計画   | 104 |
| 第7項  | 遺体の搜索、処理、埋火葬計画 | 105 |
| 第8項  | ごみ・し尿処理計画      | 106 |
| 第9項  | 災害廃棄物処理計画      | 107 |
| 第10項 | 防疫及び保健衛生計画     | 110 |
| 第11項 | 文教対策計画         | 111 |

#### 第4節 機能確保活動

|     |             |     |
|-----|-------------|-----|
| 第1項 | 水道施設等応急対策計画 | 114 |
| 第2項 | 住宅応急対策計画    | 115 |
| 第3項 | 公共施設等応急対策計画 | 118 |

### 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 第1節 総 則

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 第1項 | 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的      | 121 |
| 第2項 | 南海トラフ地震防災対策推進地域         | 121 |
| 第3項 | 南海トラフ地震の被害想定            | 122 |
| 第4項 | 防災会議                    | 122 |
| 第5項 | 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 122 |

#### 第2節 災害対策本部等の設置等

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 第1項 | 災害対策本部等の設置     | 123 |
| 第2項 | 災害対策本部等の組織及び運営 | 123 |
| 第3項 | 災害応急対策要員の参集    | 123 |
| 第4項 | 災害警戒本部の設置      | 123 |

#### 第3節 地震発生時の応急対策等

|     |              |     |
|-----|--------------|-----|
| 第1項 | 地震発生時の応急対策   | 124 |
| 第2項 | 資機材、人員等の配備手配 | 125 |
| 第3項 | 他機関に対する応援要請  | 132 |
| 第4項 | 帰宅困難者への対応    | 126 |

#### 第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

|     |                                                 |     |
|-----|-------------------------------------------------|-----|
| 第1項 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された<br>場合における災害応急対策に係る措置 | 127 |
| 第2項 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された<br>場合における災害応急対策に係る措置 | 129 |

|     |                        |     |
|-----|------------------------|-----|
| 第5節 | 南海トラフ地震臨時情報発表時の行動計画    | 130 |
| 第6節 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画  | 130 |
| 第7節 | 防災訓練計画                 | 131 |
| 第8節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画   | 131 |
| 第9節 | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等 | 133 |

## 第5章 地震災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興計画

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| 第1項 | 被災者等の生活再建等の支援 | 135 |
| 第2項 | 公共施設等の復旧・復興計画 | 136 |
| 第3項 | 激甚災害の指定に関する計画 | 137 |

### 第2節 財政援助等

|     |                        |     |
|-----|------------------------|-----|
| 第1項 | 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画     | 139 |
| 第2項 | 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画 | 141 |
| 第3項 | 義援金品等の配分計画             | 142 |

### 第3節 復興本部の設置及び復興計画

|     |          |     |
|-----|----------|-----|
| 第1項 | 市復興本部の設置 | 143 |
| 第2項 | 市復興計画    | 143 |

# 第 1 章 総 則

## 第1節 計画の目的及び基本理念等

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、総社市防災会議が作成する計画であって、総社市地域防災計画に定めるもののほか、特に地震災害対策に関する事項について、市及び市域における防災関係機関等が、その有する全機能を有効に発揮して市域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域の保全及び住民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

### 1 性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、この計画は、本市の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「総社市地域防災計画」のなかの「地震災害対策編」とするものである。

### 2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

### 3 計画の用語

この計画の中で使われている用語の意義は、次のとおりとする。

- |               |       |                                                                      |
|---------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 市本部       | ----- | 総社市災害対策本部                                                            |
| (2) 県本部       | ----- | 岡山県災害対策本部                                                            |
| (3) 県地方本部     | ----  | 岡山県備中地方災害対策本部                                                        |
| (4) 市防災計画     | ----  | 総社市地域防災計画                                                            |
| (5) 県防災計画     | ----  | 岡山県地域防災計画                                                            |
| (6) 市本部長      | ----- | 総社市災害対策本部長                                                           |
| (7) 県本部長      | ----- | 岡山県災害対策本部長                                                           |
| (8) 県地方本部長    | --    | 岡山県備中地方災害対策本部長                                                       |
| (9) 防災関係機関    | --    | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関              |
| (10) 避難場所     | ----- | 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。                              |
| (11) 指定緊急避難場所 | --    | 災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速 |

な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの。

- (12) 避難所 ----- 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
- (13) 指定避難所 ----- 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。
- (14) 要配慮者 ----- 高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。  
従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- (15) 避難行動要支援者 -- 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

## 第 2 節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

市防災計（風水害対策編）画第 3 章第 2 のとおり。

## 第 3 節 防 災 会 議

### 第 1 総社市防災会議

本市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に市区域内の公共的機関その他防災関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災対法第 16 条及び総社市防災会議条例（平成 17 年総社市条例第 14 号）の規定に基づき総社市防災会議を設置する。

#### 1 組 織

(1) 会 長 市 長

(2) 委 員

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- イ 岡山県の職員のうちから市長が委嘱する者
- ウ 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- エ 市長がその部内の職員のうちから指定する職にある者
- オ 教育長
- カ 消防長及び消防団長
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

## 2 所掌事務

- (1) 総社市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## 3 専門委員

- (1) 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- (2) 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## 第2 防災計画の作成又は修正

総社市防災会議は、災対法に基づき市防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市防災計画を作成又は修正する場合は、県地域防災計画等を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市における地域の実情に応じた細部の計画を定める。

また、市防災計画を作成又は修正した場合は、すみやかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

## 第4節 総社市の概要

### 1 地震災害履歴

岡山県内に被害を及ぼす地震としては、主に陸域の浅いところで発生して震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

本市においては、大きな被害をもたらした地震の記録はないが、岡山県内の過去の地震履歴については、以下の表のとおりである。（県防災計画地震・津波災害対策編から抜粋）

（1）震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

| 年代   | 震源地      | マグニチュード | 備考                                                    |
|------|----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 684  | 四国一紀伊半島沖 | 8程度     | 南海地震（白鳳の地震）                                           |
| 868  | 兵庫県南部    | 7程度     |                                                       |
| 880  | 出雲       | 7程度     |                                                       |
| 1099 | 四国一紀伊半島沖 | 8余り     | 南海地震・大津波                                              |
| 1361 | 四国一紀伊半島沖 | 8程度     | 南海地震・広域に大津波                                           |
| 1408 | 紀伊半島沖    | 7～8     | 南海地震                                                  |
| 1520 | 紀伊半島沖    | 7～7.7   | 南海地震                                                  |
| 1596 | 畿内       | 7.5程度   | 岡山平野で震度5                                              |
| 1707 | 駿河湾一四国沖  | 8.6     | 宝永地震 岡山、津山等で震度5<br>日本史上最大級大津波                         |
| 1710 | 伯耆・美作    | 6.5程度   | 津山で震度4～5                                              |
| 1711 | 伯耆       | 6.2程度   | 県北で被害                                                 |
| 1711 | 讃岐       | 不明      |                                                       |
| 1734 | 御津郡内？    | 不明      | 御津郡で震度5                                               |
| 1789 | 阿波       | 7程度     | 岡山で震度4                                                |
| 1812 | 土佐       | 6程度     |                                                       |
| 1854 | 三重県西部    | 7.2程度   | 岡山で震度5                                                |
| 1854 | 四国一紀伊半島沖 | 8.4     | 安政南海地震 県南で震度4～6 大津波<br>常盤村で震度5，美袋村で震度6（液状化）<br>と思われる。 |

#### 参考文献

- ・地震・火災の事典
- ・新編・日本被害地震総覧
- ・日本地震資料
- ・常盤村史，昭和町史

注）地震地の名称はこの3つの資料を参考にした。

(2) 震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

| 発 生<br>年 月 日               | 震 度               | 被 害                                                                                                                               | 震央地名<br>(地震名)                                            | 規模<br>(M) |
|----------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------|
| 1905<br>(明治38)<br>6/2      | 岡山4               | 被害なし                                                                                                                              | 安芸灘<br>(芸予地震)                                            | 6.7       |
| 1909<br>(明治42)<br>8/14     | 岡山4               | 建物その他に若干の被害あり<br>ただし、人的被害なし                                                                                                       | 滋賀県北東部<br>(姉川地震)                                         | 6.8       |
| 1909<br>(明治42)<br>11/10    | 岡山5               | 県南部、特に都窪郡撫川町で被害大<br>死者2人、建物全・半壊6戸<br>ひさし・壁破損29戸等                                                                                  | 宮崎県西部                                                    | 7.6       |
| 1927<br>(昭和2)<br>3/7       | 岡山4               | 県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落<br>20数件<br>煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）                                                                                    | 京都府北部<br>(北丹後地震)                                         | 7.3       |
| 1930<br>(昭和5)<br>12/21     | 岡山3<br>津山5        | 県内被害なし                                                                                                                            | 広島県北部                                                    | 5.9       |
| 1934<br>(昭和9)<br>1/9       | 岡山4               | 県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町<br>では壁に亀裂を生じ、土壁が倒壊した<br>程度で県下全般に大きな被害なし                                                                         | 徳島県北部                                                    | 5.6       |
| *<br>1938<br>(昭和13)<br>1/2 | 岡山3               | 伯備線神代駅付近で岩石40～50個落下<br>貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤<br>防決壊                                                                                   | 広島県北部                                                    | 5.5       |
| 1943<br>(昭和18)<br>9/10     | 岡山5<br>津山4        | 北東部県境付近で小規模な山崩れ、<br>がけ崩れ、地割れ、落石等あり<br>(被害については、どちらの地震によ<br>るのか判別できない)                                                             | 鳥取県東部<br>(鳥取地震)                                          | 7.2       |
|                            | 岡山4<br>津山2        |                                                                                                                                   | 鳥取県中部<br>(鳥取地震余震)                                        | 6.0       |
| 1946<br>(昭和21)<br>12/21    | 岡山4<br>津山3        | 県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流<br>域の新生地の被害が甚大であった。<br>死者52人、負傷者157人<br>建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸<br>その他堤防、道路の損壊多し<br>玉島・笠岡管内の電気・通信線がほと<br>んど破壊された。 | 和歌山県南方沖<br><b>(昭和南海地震)</b><br><br>真備町岡田<br>震度4<br>(現倉敷市) | 8.0       |
| 1952<br>(昭和27)<br>7/18     | 岡山4<br>津山3        | 県内被害なし                                                                                                                            | 奈良県<br>(吉野地震)                                            | 6.7       |
| 1968<br>(昭和43)<br>8/6      | 岡山4<br>津山3<br>玉野4 | 県内被害なし                                                                                                                            | 豊後水道                                                     | 6.6       |

|                          |                                                              |                                                                                                                           |                                    |      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------|
| 1995<br>(平成 7)<br>1/17   | 岡山 4<br>津山 4<br>総社 4                                         | 負傷者 1 人                                                                                                                   | 淡路島<br>(平成 7 年兵庫県南部地震)<br>阪神・淡路大震災 | 7. 3 |
| 2000<br>(平成 12)<br>10/6  | 新見・哲多・<br>大佐・落合・<br>美甘 5 強<br>19 市町村 5 弱<br>39 市町村 4<br>総社 4 | 震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市<br>の軟弱地盤地域を中心に被害が多かっ<br>た。<br>重傷 5 人, 軽傷 13 人, 住家全壊 7 棟,<br>住家半壊 31 棟, 住家一部破損 943 棟,<br>その他水道被害, 道路破損多し | 鳥取県西部<br>(平成 12 年鳥取県<br>西部地震)      | 7. 3 |
| 2001<br>(平成 13)<br>3/24  | 26 市町村<br>4<br>総社 4                                          | 軽傷 1 人<br>住家一部破損 18 棟                                                                                                     | 安芸灘<br>(平成 13 年芸予<br>地震)           | 6. 7 |
| 2002<br>(平成 14)<br>9/16  | 6 町村<br>4                                                    | 県内被害なし                                                                                                                    | 鳥取県中部<br>(鳥取県西部地震<br>余震)           | 5. 5 |
| 2006<br>(平成 18)<br>6/12  | 4 市<br>4                                                     | 県内被害なし                                                                                                                    | 大分県西部                              | 6. 2 |
| 2007<br>(平成 19)<br>4/26  | 玉野市<br>4                                                     | 県内被害なし                                                                                                                    | 愛媛県東予                              | 5. 3 |
| 2013<br>(平成 25)<br>4/13  | 5 市町<br>4                                                    | 県内被害なし                                                                                                                    | 淡路島付近                              | 6. 3 |
| 2014<br>(平成 26)<br>3/14  | 16 市町<br>4                                                   | 重傷 1 人, 軽傷 3 人, 非住家被害 5 棟                                                                                                 | 伊予灘                                | 6. 2 |
| 2016<br>(平成 28)<br>10/21 | 鏡野・真庭<br>5 強<br>12 市町村 4                                     | 重傷 1 人, 軽傷 2 人,<br>住家一部損壊 17 棟, 非住家全壊 1 棟<br>非住家一部損壊 20 棟                                                                 | 鳥取県中部                              | 6. 6 |
|                          | 鏡野 4                                                         |                                                                                                                           |                                    | 5. 0 |
| 2018<br>(平成 30)<br>4/9   | 倉敷 4                                                         | 県内被害なし                                                                                                                    | 鳥取県西部                              | 6. 1 |

表の説明

\*印の地震は、岡山県内震度 3 であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995 年（平成 7）までは気象官署の震度である。（ ）は気象庁が命名した地震である。

## 2 自然的条件及び社会的条件

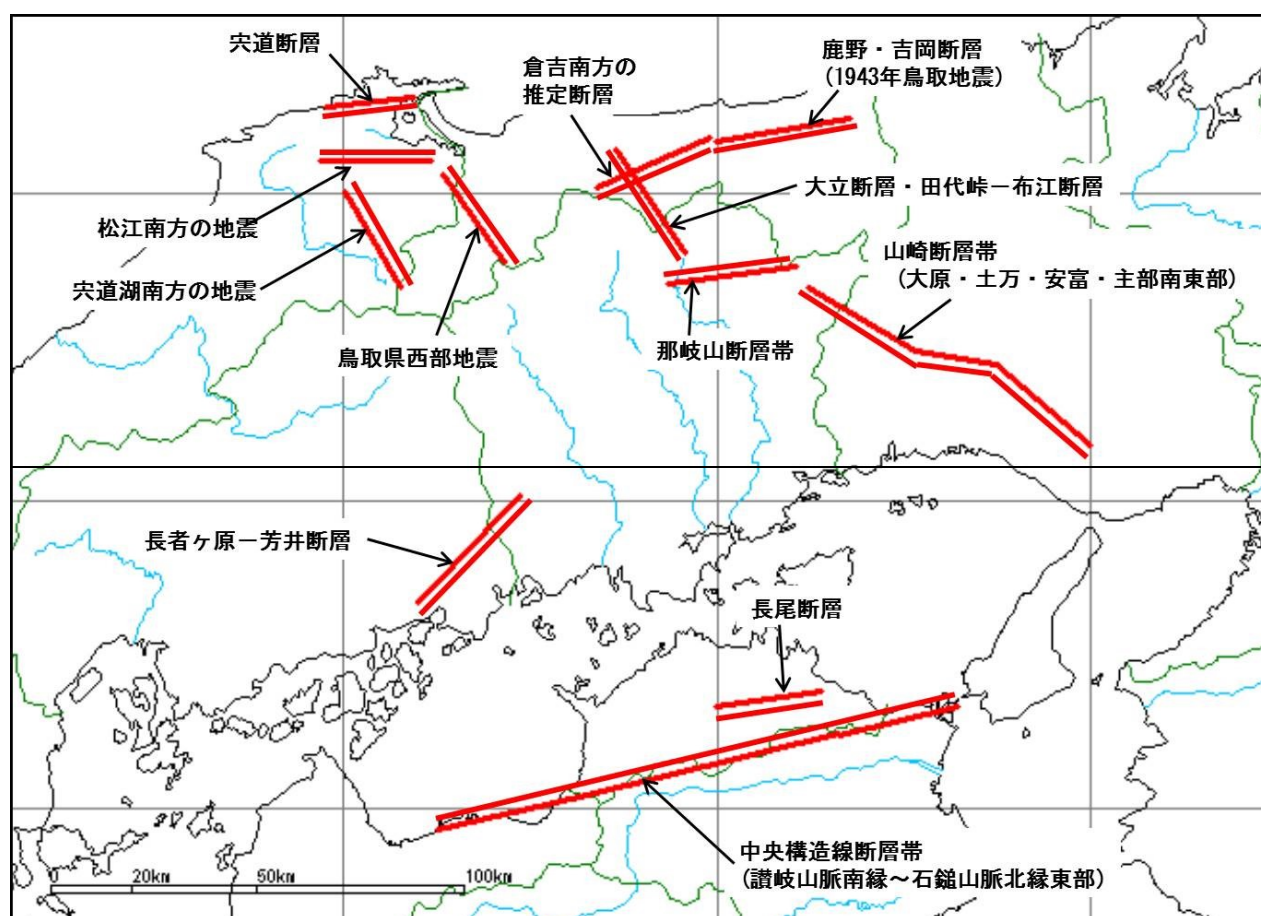
市地域防災計画（風水害等対策編）第 4 章のとおり。

## 第 5 節 断層型地震の被害想定

### 1 想定した断層型地震

岡山県周辺において国が定めている主要活断層の 4 地震に加え，近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される 8 地震を対象とし，国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に，南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて，震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

(1) 各断層の位置



(2) 1 2 断層の概要

| 断層名           | 地震の規模 | 断層規模(長さ・幅)     | 断層の調査・推計機関    |
|---------------|-------|----------------|---------------|
| 山崎断層帯         | M 8.0 | L= 80km W=18km | 国(地震調査研究推進本部) |
| 那岐山断層帯        | M 7.6 | L= 32km W=26km | 国(地震調査研究推進本部) |
| 中央構造線断層帯      | M 8.0 | L=132km W=24km | 国(地震調査研究推進本部) |
| 長者ヶ原―芳井断層     | M 7.4 | L= 36km W=18km | 広島県           |
| 倉吉南方の推定断層     | M 7.2 | L= 30km W=13km | 鳥取県           |
| 大立断層・田代峠―布江断層 | M 7.2 | L= 30km W=13km | 鳥取県           |
| 鳥取県西部地震       | M 7.3 | L= 26km W=14km | 鳥取県           |
| 鹿野・吉岡断層       | M 7.2 | L= 33km W=13km | 鳥取県           |
| 長尾断層          | M 7.1 | L= 26km W=18km | 国(地震調査研究推進本部) |
| 宍道湖南方の地震      | M 7.3 | L= 27km W=14km | 鳥取県           |
| 松江南方の地震       | M 7.3 | L= 27km W=14km | 鳥取県           |
| 宍道断層          | M 7.1 | L= 22km W=13km | 鳥取県           |

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

## 2 震度分布等

### (1) 各断層型地震の概要

| 断 層 名                             | 山崎断層帯<br>(※)                            | 那岐山断層<br>帯(※)                                 | 中央構造線<br>断層帯(※)   | 長者ヶ原－<br>芳井断層<br>(※)                          | 倉吉南方の<br>推定断層 | 大立断層・<br>田代峠－布<br>江断層           |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|---------------|---------------------------------|
| マグニチュード                           | 8.0                                     | 7.6                                           | 8.0               | 7.4                                           | 7.2           | 7.2                             |
| 発 生 確 率                           | ほぼ 0～1%                                 | 0.06～0.1%                                     | ほぼ 0～0.3%         | 0.09%                                         | 推計していない       | 推計していない                         |
| 県内最大震度                            | 6 強                                     | 6 強                                           | 6 弱               | 6 強                                           | 6 強           | 6 強                             |
| 震度 6 弱以上の<br>市町村（ゴシック<br>は震度 6 強） | 津山市<br>美作市<br>鏡野町<br>勝央町<br>奈義町<br>西栗倉村 | 津山市<br>真庭市<br>美作市<br>鏡野町<br>勝央町<br>奈義町<br>美咲町 | 岡山市<br>倉敷市<br>笠岡市 | 岡山市<br>倉敷市<br>笠岡市<br>井原市<br>浅口市<br>早島町<br>里庄町 | 真庭市<br>鏡野町    | 津山市<br>真庭市<br>新庄村<br>鏡野町<br>奈義町 |

| 断 層 名                             | 鳥取県西部<br>地震       | 鹿野・吉岡<br>断層(※)                             | 長尾断層帯<br>(※) | 宍道湖南方<br>の地震 | 松江南方の<br>地震 | 宍道断層<br>(※) |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| マグニチュード                           | 7.3               | 7.2                                        | 7.1          | 7.3          | 7.3         | 7.1         |
| 発 生 確 率                           | 推計していない           | 推計していない                                    | ほぼ 0%        | 推計していない      | 推計していない     | 0.1%        |
| 県内最大震度                            | 6 強               | 5 強                                        | 5 強          | 4            | 4           | 4           |
| 震度 6 弱以上の<br>市町村（ゴシック<br>は震度 6 強） | 新見市<br>真庭市<br>新庄村 | 県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。 |              |              |             |             |

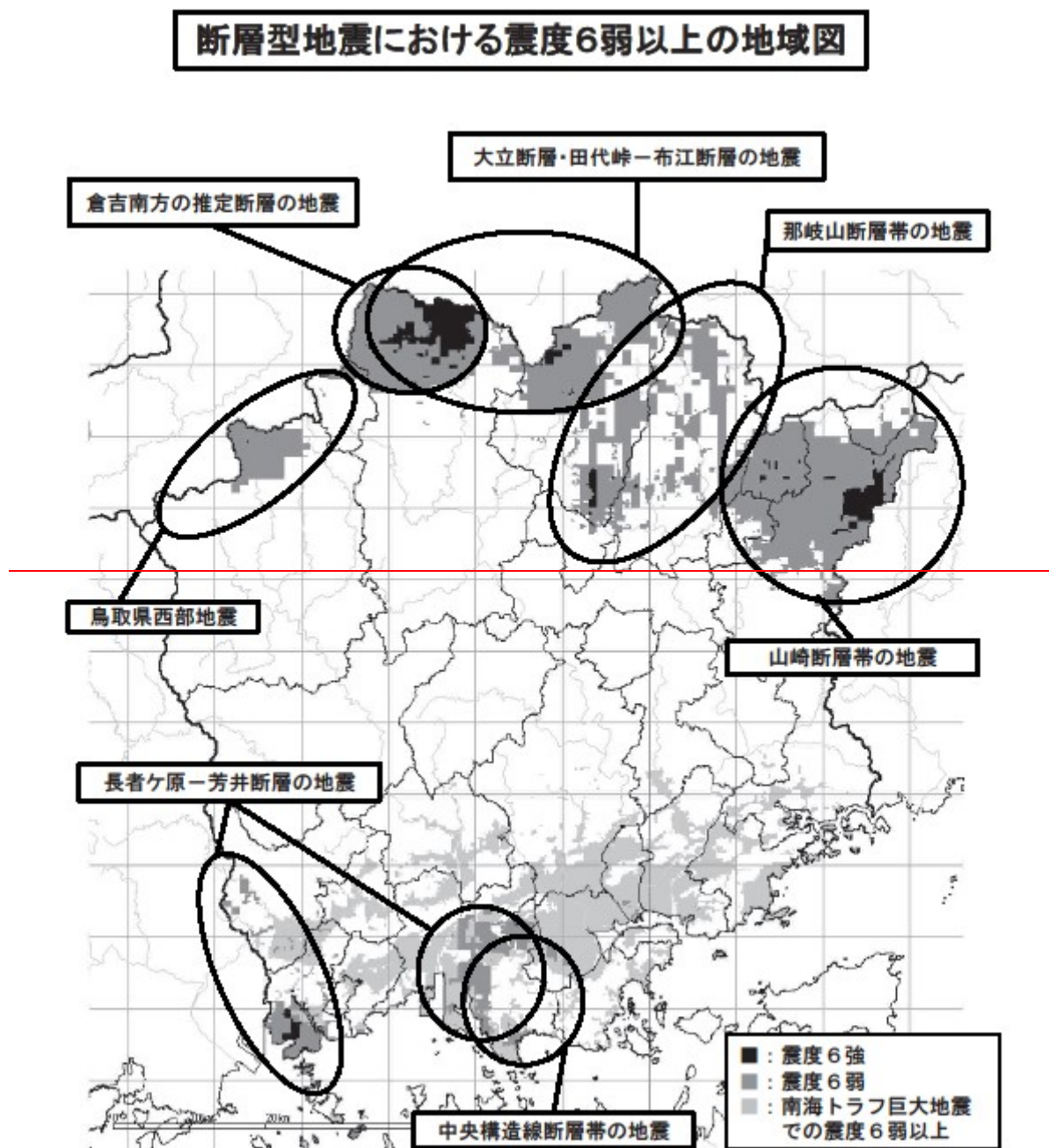
注) 1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後 30 年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部，産業技術総合研究所）

(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

1 2断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。



## 第6節 南海トラフ巨大地震の被害想定

### 第1項 南海トラフを震源とする地震

#### 最大クラスの地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいえるべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

#### 1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧される場所である。

岡山県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

#### 2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

### 3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いため大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定想定される被害の特徴

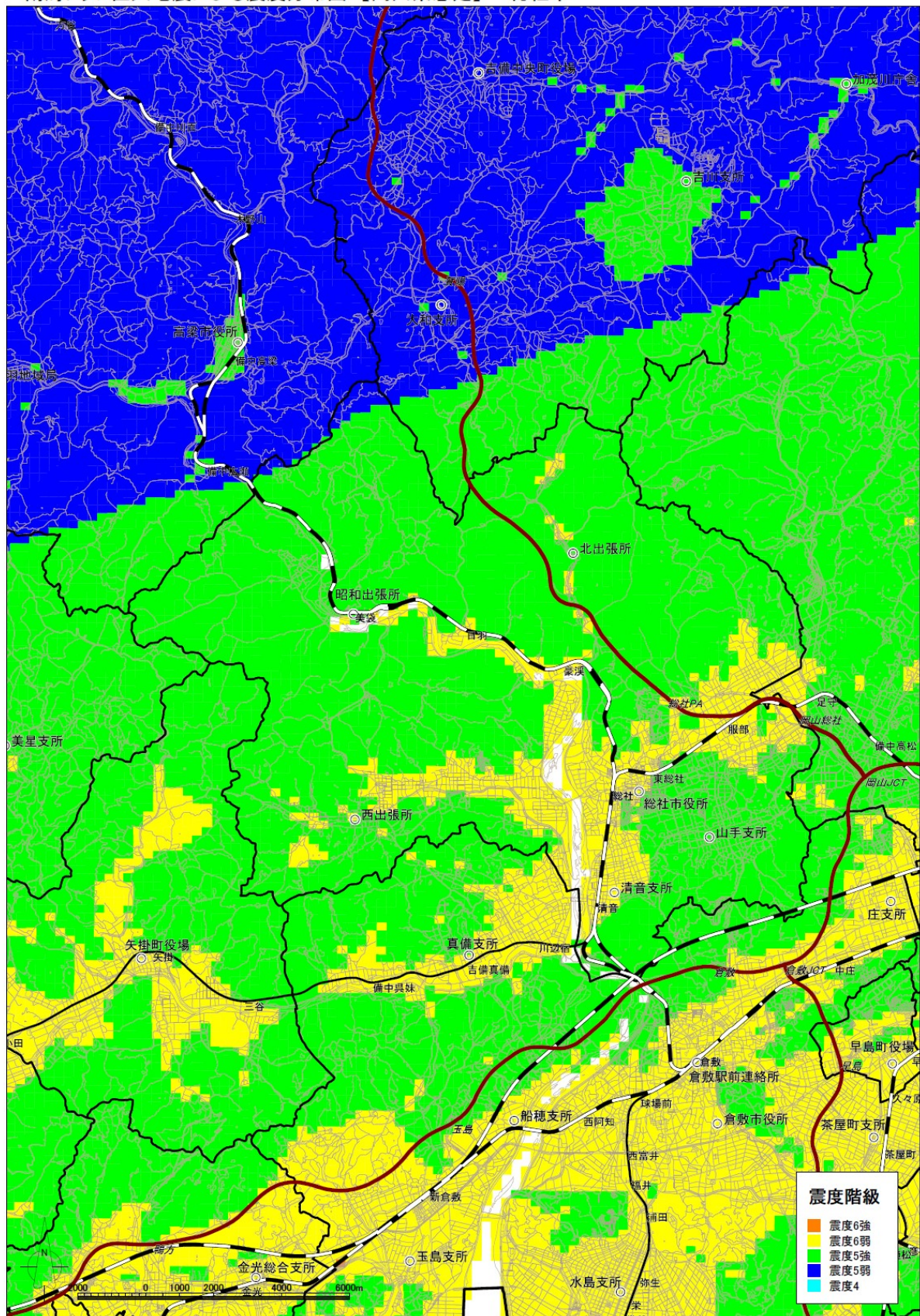
| シーン設定       | 想定される被害の特徴                                                                                                                                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 冬<br>深夜   | ・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。<br>・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。<br>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定                                                                 |
| ② 夏<br>昼12時 | ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。<br>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。<br>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定<br>*海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 |
| ③ 冬<br>夕18時 | ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。<br>・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。<br>・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。                                 |

## 第2項 総社市の震度分布図

### ◎ 総社市の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県が独自の推計を行った。なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】 総社市



岡山県危機管理課 平成25年2月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

1:100000

## 1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。県内各市町村の最大震度は以下のとおりである。

南海トラフの巨大地震による各市町村の最大震度一覧

| 市町村   | 震度  | 市町村  | 震度  | 市町村   | 震度  |
|-------|-----|------|-----|-------|-----|
| 岡山市北区 | 6 弱 | 高梁市  | 5 強 | 里庄町   | 6 弱 |
| 岡山市中区 | 6 強 | 新見市  | 5 強 | 矢掛町   | 6 弱 |
| 岡山市東区 | 6 強 | 備前市  | 6 弱 | 新庄村   | 5 弱 |
| 岡山市南区 | 6 強 | 瀬戸内市 | 6 弱 | 鏡野町   | 5 弱 |
| 倉敷市   | 6 強 | 赤磐市  | 6 弱 | 勝央町   | 5 強 |
| 津山市   | 5 強 | 真庭市  | 5 強 | 奈義町   | 5 弱 |
| 玉野市   | 6 弱 | 美作市  | 5 強 | 西栗倉村  | 5 弱 |
| 笠岡市   | 6 強 | 浅口市  | 6 弱 | 久米南町  | 5 強 |
| 井原市   | 6 弱 | 和気町  | 6 弱 | 美咲町   | 5 強 |
| 総社市   | 6 弱 | 早島町  | 6 弱 | 吉備中央町 | 5 強 |

|        |                                                      |         |
|--------|------------------------------------------------------|---------|
| 震度 6 強 | 岡山市(北区を除く)、倉敷市、笠岡市、                                  | 3 市     |
| 震度 6 弱 | 岡山市(北区)、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町 | 8 市 4 町 |
| 震度 5 強 | 津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町               | 5 市 4 町 |
| 震度 5 弱 | 新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村                                     | 2 町 2 村 |

岡山県では、過去数十年間、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、地震動そのもので命を落とすことは少ない。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的に見れば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

## 2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、

脱出口の確保，社会においては，多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し，その被害への対応を着実に行之，それぞれが連携して対応すれば，大きな被害を出すことは避けられる。

まずは，市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう，「命を守る」ことを基本として，「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し，地域社会の一員として「共助」し，地域の安全を確保し，社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

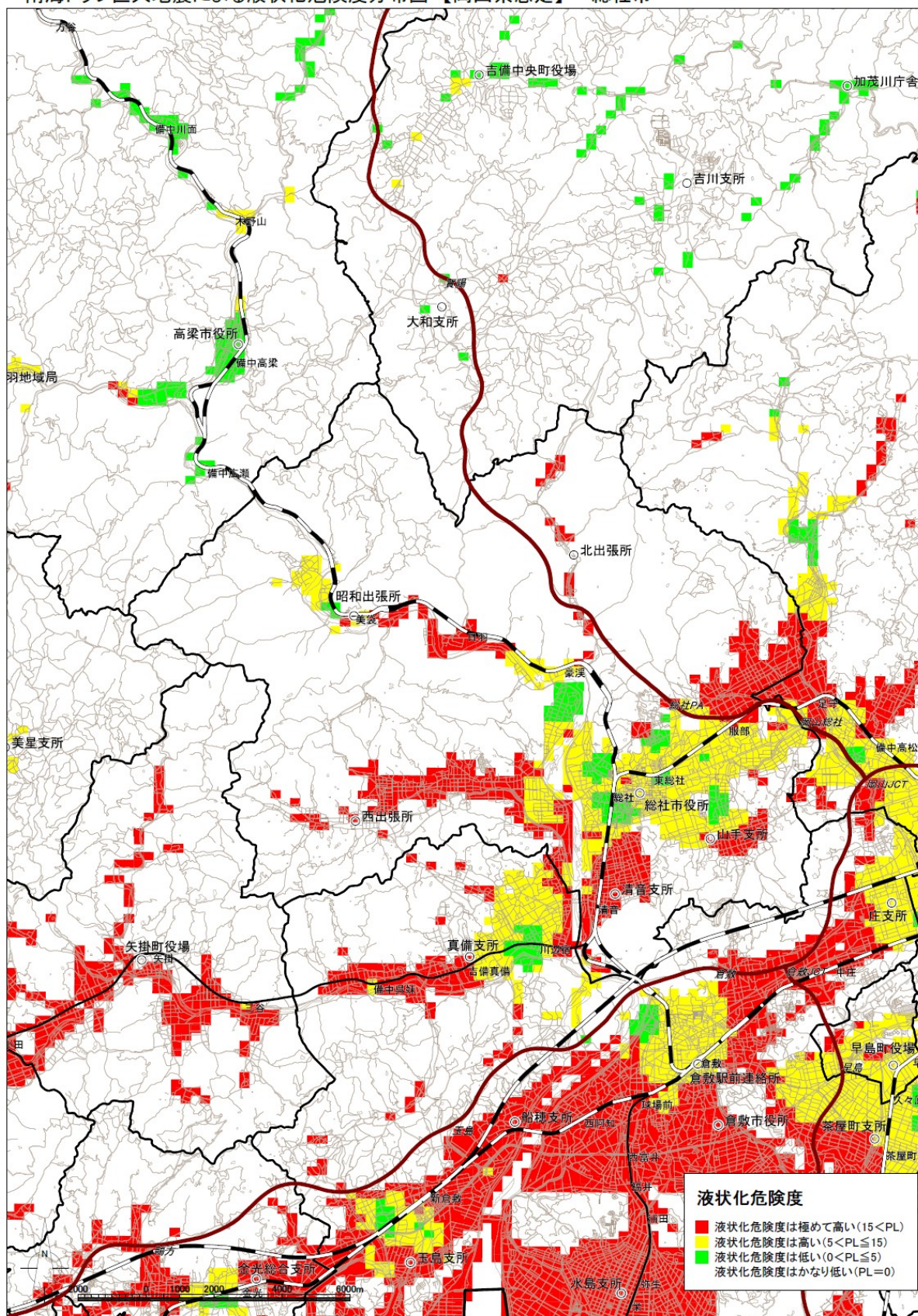
### 第3項 総社市の液状化危険度分布図

#### ◎ 総社市の液状化危険度分布図

液状化とは，地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で，噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では，震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し，巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には，P L値を用いている。P L値とは，その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 総社市



岡山県危機管理課 平成25年2月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

## 1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのように見えるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

## 2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があるが、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- ◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤を作る。
- ◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

## 第7節 地震災害対策の基本的方向

### 1 断層型地震

総社市において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

### 2 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらす、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難とも言える巨大災害になるものと想定されている。

岡山県においても、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生して、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約70年以上が経過している。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、南海トラフ全域でマグニチュード8～9クラスの地震の発生確率が今後30年以内では70～80%程度とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

### 3 地震と津波への対応

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する大きな津波への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。とりわけ、巨大地震に伴う津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策も活かしつつ、住民避難を中心に、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策を検討する必要がある。

## 第 2 章 地震災害予防計画

## 第1節 自立型の防災活動の促進

### 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着

#### 1 現状と課題

災害発生に対しては、「自らの身は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及啓発を図る必要がある。また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

#### 2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上を図る。

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

#### 3 対策

##### (1) 市

ア 市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 市は、地域住民の適切な避難や防災活動等に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成してその普及を図る。

ウ 市は避難場所や避難所、避難路を指定し、分かりやすい図記号を利用した案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

エ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所等において、被災者や支援者が

- 性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、意識の普及、徹底を図る
- カ 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層、女性層の団員への参加促進等により、その活性化に努める。
- キ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

## (2) 家庭・地域への普及対策

- ア 防災意識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応についての地域連帯感を高める。
- イ 市は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。
- ・住宅の耐震化
  - ・短期的な食料の確保
  - ・非常持出品
  - ・家庭での予防安全対策
  - ・避難方法
  - ・避難場所の心得
  - ・初期救助
  - ・消防水利設置場所の周知
  - ・消火方法
  - ・家庭動物への所有明示、同行避難や避難所での飼養についての準備
- ウ 市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動な基本的な防災知識の普及啓発を図る。
- エ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をする。

## (3) 事業所・職場への普及対策

- 事業所及び職場に対しては、従業員等の安全確保の観点から、次のような事項に関して防災意識の高揚を図る。
- ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- イ 従業員等に対して積極的な防災教育・訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

## (4) 不特定多数の者が利用する施設への普及対策

- 不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次のような事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。
- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画を作成し、訓練を実施すること。
- イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
- ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

## (5) 緊急地震速報の普及・啓発

- 市は住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

## (6) 公的機関等の業務継続性の確保

- 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより業務継続性の確保を図る必要がある。

## (7) 中小企業等の業務継続

- 市、商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業について

の事業継続力強化支援計画の作成に努める。

## 第2項 防災教育の推進計画

### 1 現状と課題

災害発生時においては、自らの命を自ら守れる幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の育成や、進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した実践的な防災教育が必要とされている。

### 2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 3 対策

#### （1）実施主体

市は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

#### （2）防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

#### （3）防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

##### ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

##### イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

##### ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

##### エ 防災意識の普及

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

#### （4）防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

#### ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

#### イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

### 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

#### 1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。本市の自主防災組織率は低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置育成と自主防災組織の活性化を図る必要がある。市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的に関わることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。

#### 2 基本方針

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

##### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 避難行動要支援者の把握

##### イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の支援
- (キ) 避難所運営

自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織

の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 3 対策

市及び消防機関は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、既存組織の育成強化に努める。

#### (1) 地域の自主防災組織の育成

ア 自主防災組織は、地域（地区）の実情に応じた組織とすることを考慮し、また、住民が自発的に参加し活動できる方策を考慮して育成を図る。

イ 自主防災組織は、町内会単位の組織を基本とし、地域の消防団と関連付け、団員が指導的役割を担う方策を図る。

ウ 県や市等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

#### (2) 事業所における自主防災組織の育成

事業所等の管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させないように、また地域の住民として、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

そのため、それぞれの事業所等の実情に応じた自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

## 第4項 防災ボランティア養成等計画

### 1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムにおける対応能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分・搬送・避難所等での生活支援まで多種多様であり、また、多くの人手を必要とする。

専門ボランティアについては、特別の知識・技能を要するため人数的に限りがある。また、一般ボランティアについても円滑な活動のためには、現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、県、市、住民、支援団体との連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

### 2 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。また、平常時から個人の持つ技能が生かされるよう、医師、看護師等専門ボランティア及び一般ボランティアについて研修・登録を行い、緊急時にボランティア活動ができるよう養成に努める。

### 3 対策

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

#### (1) ボランティアの養成・登録

市は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

#### (2) ネットワーク化の推進

市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

## 第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

### 1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日ごろから住民、地域、企業等から各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

### 2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

市は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

### 3 対策

#### (1) 訓練計画の策定

市（消防本部等）は、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努める。また、住民、地域、企業等の自主防災組織は、それぞれ防災訓練計画を定め訓練の実施に努める。

## （２）自主防災組織の防災訓練

### ア 防災訓練項目

#### （ア）情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

#### （イ）消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得する。

#### （ウ）避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、避難場所・避難所まで安全に避難できるようにする。

#### （エ）給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

#### （オ）救助救護訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備付けの資機材や AED（自動体外式除細動器）の使用方法を習得する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

### イ 総合訓練

自主防災組織の各班が相互に有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮した訓練を行う。

（ア）市や消防機関が主催する総合防災訓練等には積極的に参加する。

（イ）自主防災組織と事業所防災組織が共同して訓練を実施する。

## （３）NPO・ボランティア等との連携

市は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

## 第６項 地域防災活動施設等の整備計画及び推進

### １ 現状と課題

地震防災における自主防災組織の意義、役割は重要であり、地域の防災活動の拠点になる施設等を整備する必要がある。

### ２ 基本方針

地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震防災活動にも配慮した施設等の整備に努める。

### ３ 対策

#### （１）活動施設の整備

市は、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難場所や公民館等に併設して、平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫の整備に努める。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設の整備に努める。

(2) 整備する資機材等の概要

| 区 分    | 概 要                 |
|--------|---------------------|
| ①情報連絡用 | 携帯用無線機，携帯用ラジオ       |
| ②初期消火用 | 可搬式小型動力ポンプ，大型消火器    |
| ③給食給水用 | 炊飯装置，緊急ろ過装置         |
| ④救出救護用 | チェンソー，エンジンカッター，ジャッキ |
| ⑤防災教育用 | ビデオ装置，映写機           |
| ⑥その他   | 資機材倉庫等              |

(3) 整備における財政支援制度等

| 名 称                    | 補助者                 | 対 象 事 業                                                                                                                                                                                                                 | 事業主体                  | 財政措置                                                                                                                      |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コミュニティ<br>助成事業         | (財)<br>自治総合<br>センター | 前記の①～⑥                                                                                                                                                                                                                  | 市町村<br>自 主 防 災<br>組織等 | 助成金額<br>30 万円～<br>200 万円                                                                                                  |
| 防災対策事業<br>(防災基盤整備事業)   | 消防庁                 | 1 消防防災施設整備事業<br>防災拠点施設，初期消火資機材，<br>消防団に整備される施設，消防<br>本部又は消防署に整備される施設，<br>防災情報通信施設等の整備<br>2 消防広域化対策事業<br>消防広域再編に伴い新・改築する<br>消防庁舎と一体的に整備される<br>自主防災組織等の訓練・研修<br>施設等の整備<br>3 緊急消防援助隊施設整備事業<br>緊急消防援助隊の編成に必要な<br>車両，資機材等の整備 | 市町村等                  | 防災対策事業債を充当し，その充当率はおおむね 75%(特に推進すべき事業についてはおおむね 90%)とする。その元利償還金の 30%(特に推進すべき事業については 50%)に相当する額については，後年度，普通交付税の基準財政需要額に算入する。 |
| 防災対策事業<br>(公共施設等耐震化事業) | 消防庁                 | ・ 地域防災計画上の避難地とされる公共・公用施設<br>・ 災害対策の拠点となる公共・公用施設（庁舎含む）<br>・ 不特定多数の者の利用する公共施設等（橋梁等の道路，歩道橋等の交通安全施設等を含む）等                                                                                                                   | 市町村等                  | 防災対策事業債を充当し，その充当率はおおむね 90%とする。その元利償還金の 50%に相当する額については，後年度，普通交付税の基準財政需要額に算入する。                                             |

## 第7項 要配慮者等の安全確保計画

### 1 現状と課題

近年の都市化，高齢化，人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退，国際化など社会構造の変化により，乳幼児，身体障がいのある人，知的障がいのある人，精神障がいのある人，発達障がいのある人，難病のある人，高齢者，妊産婦，外国人等，災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする，いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも，独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など，家族による援助を受けにくい者が増えており，中には，災害発生時の情報把握や安全な場所への避難誘導等について，自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また，自立した生活のために介護機器，補装具，特定の医療用品などを必要とする者もあるが，災害時にはその確保が困難となる。そのため，要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに，指定避難所内の一般避難スペースでは，生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

### 2 基本方針

要配慮者の状況を把握し，それに応じて防災知識の普及を図るとともに，特に避難行動要支援者については，平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき，災害発生時の避難支援等に利用する。

また，医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに，防災施設等の整備，防災拠点スペースの設置，福祉避難所の確保を行う。

さらに，社会福祉施設等においては，要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう，平素から，施設・設備の点検・整備，防災組織の整備，防災教育・訓練の実施等，防災対策の充実に努める。

さらに，地域においては，自主的な防災組織の設置・育成により，要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに，要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際，女性の参画の促進に努める。

### 3 対 策

#### （1）要配慮者等の把握，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は，防災知識の普及，防災訓練を実施する際，高齢者，乳幼児，妊産婦，障がいのある人，外国人，旅行者などの要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに，高齢者や障がいのある人等の要配慮者，特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より要配慮者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めるとともに，要配慮者への対応を強化するため，

情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練などを実施する。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、関係部局、関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て個別避難計画を作成するよう努める。

（ア） 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者に掲載する者の範囲は次の要件とするが、具体的には市長が別に定める。

- a 要介護３以上の認定を受けている者
- b 重度の身体障がい者
- c 上記以外で市長が必要と認めた者

（イ） 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

（ウ） 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

- a 消防機関
- b 警察機関
- c 民生委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織
- f 町内会・自治会
- g その他市長が別に定める団体

（エ） 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

（オ） 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の情報に保つものとする。

（カ） 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- c 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- d 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(キ) 避難体制の確立

- a 市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- b 市は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- c 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- d 市は、収容避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識の普及・啓発等に努めるものとする。

(ク) 防災教育・訓練の充実等

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 福祉避難所の確保

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、小・中学校や公民館等の避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風、換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池

- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

### (3) 生活の支援等

#### 〔市〕

市は、災害時における避難所での情報提供等、要配慮者に対する支援が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項に特に留意する。

- ア 避難行動要支援者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項
- イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- ウ 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- オ 特別な食料（軟らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する食料の確保・提供に関する事項
- カ 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- キ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- ク 避難所等の避難行動要支援者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難を要する者についての当該施設への受入れ要請に関する事項

#### 〔社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等〕

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

## 第8項 物資等の確保計画

### 第1 食料の確保

#### 1 現状と課題

米穀については、災害が発生した場合、基本的には市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することにしているが、これができない場合は、政府所有米穀の引渡しを受けることができる。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的

な対応を検討する必要がある。また、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

## 2 基本方針

食料の確保を図るため、家庭内・事業所内での備蓄を推進するとともに、他の自治体との相互応援協定や、食品加工業者・外食産業等との協力体制の整備により調達体制を整備する。

## 3 対策

〔市〕

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、次の措置を実施する。

ア 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画等の作成

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 支援物資の集積場所の選定

・総社市地域内輸送拠点候補施設として次の施設を選定（平成 28 年 12 月県届出）

① 総社北公園 倉庫

緊急時には、収納してあるサッカーゴール、マット等を搬出してスペースを確保する。

② 国民宿舎サンロード吉備路

コンベンションホール及び産直広場

○ 岡山県広域物資輸送拠点 → 総社市地域内輸送拠点 → 指定避難所等  
(コンベックス岡山) (北公園・サンロード吉備路)

ウ 住民、事業所等における食料備蓄の啓発

エ 住民及び市町村の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

〔住民等〕

住民、事業所等においては、3 日以上以上の食料を備蓄するよう努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努めるものとする。

## 第 2 飲料水の確保

### 1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、市のタンク車及びタンク等により行うこととなるが、道路の不通などを考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えないことも予想される。

このため、家庭内での飲料水の備蓄を進める必要がある。

## 2 基本方針

飲料水の確保を図るよう努め、最低必要量（供給を必要とする人口×約3ℓ／日）の水を確保するものとする。

また、住民、事業所等に対し、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

## 3 対策

〔市〕

市は、以下のことについて実施するものとする。

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水に関し、次の事項について定める。

（ア） 臨時給水所設置場所の事前指定

（イ） 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

（ウ） 臨時給水所運営の組織体制（本部、現地）

（エ） 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

（オ） 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車、給水タンク、ろ水器等）

（カ） 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 加圧式給水車、給水タンク、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、緊急時連絡管の検討を行う。

エ 住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

〔住民等〕

住民、事業所等は、備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日以上を目標として貯水する。

貯水には水道水等衛生的な水を用い、容器は衛生的で安全性が高く、地震等による水漏れや破損のおそれのないものとする。また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の実情に応じて必要量が確保されるよう努める。

## 第3 生活必需品の確保及び備蓄

### 1 現状と課題

阪神淡路大震災においては平常時の備えの不十分さが指摘されたが、本市においても災害の少ない地域という認識が強く、家庭、事業所等における地震に対する防災用品の備蓄は十分とは言えない。

平常時から市及び住民は、地震直後に必要となる生活必需品の確保に留意する必要がある。

## 2 基本方針

地震発生時に必要な物品については、個人で確保するよう努めることとするが、個人で対応できない場合には、県や市等が特定の生活必需品について確保し、供給できる体制を整備する。

## 3 備蓄・供給体制

市の備蓄体制は、中心部については常盤防災倉庫，西部地域については総社中学校防災倉庫，北部地域については美袋防災倉庫をそれぞれの備蓄拠点と位置付ける。さらに遠隔地については，小，中学校及び公民館等に分散備蓄を行う。

<資料 18 主な非常用備蓄品>

## 4 対策

〔市〕

市は、被害想定に基づき、確保すべき生活必需品の必要数量等を把握の上、次の事項に留意し、備蓄等に努める。また、個人備蓄の必要性等について、広報紙などにより住民等の意識啓発に努める。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

〔住民〕

住民及び自主防災組織は、「自らの身は自ら守る」のが防災の基本であるという考えに基づいて、平時から食料のほか救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等を備え，非常持ち出しの準備をしておく。

また，持病薬など個人の特性に応じた必需品についても，非常持ち出しや必要時の確保方法等，災害発生への対策を取っておくものとする。

さらに，病院，社会福祉施設，事業所等も，入所者等の特性に応じた備蓄に努める。

## 第4 個人備蓄

### 1 現状と課題

大規模地震発生時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに市等救援機関による救援活動についても、市自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭，事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

## 2 基本方針

住民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

市は、広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

## 3 対策

### (1) 食料・飲料水の備蓄

〔住民・事業所等〕

住民、事業所等は、3日分以上の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

### (2) 生活必需品の備蓄

〔住民、事業所等〕

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

### (3) 個人備蓄の意識啓発

〔市〕

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

〔住民、事業所等〕

住民、事業所等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え

### 第1項 災害応急体制整備計画

#### 1 現状と課題

地震は前触れなく不意に起き、被害が同時に、かつ、広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

大規模地震では、職員の被災や交通機関、通信網の途絶等により、初動体制確保の困難性が予想されるため、これらの点を踏まえた体制づくりが重要である。

#### 2 基本方針

災害発生時における迅速な初動体制の確立、災害対策本部の設置等応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

#### 3 対策

##### (1) 発災前の体制

市は、南海トラフ地震臨時情報のうち「調査中」が発表された場合は、必要に応じて災害警戒本部を設置し警戒体制に入る。

##### ア 構成員

(ア) 本部長は、副市長、副本部長は政策監とする。

(イ) 部員及び事務局は、次のとおりとする。

① 部員 対策本部各部長

② 事務局 危機管理室（兼務を含む。）

③ 部員は、事態の種類により、変更することができる。

##### イ 所掌事務

(ア) 災害に対する情報の収集に関すること。

(イ) 対策本部の設置等、災害発生時の対応準備に関すること。

(ウ) その他防災に関すること。

##### (2) 初動体制の確立

##### ア 緊急初動班

(ア) 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

(イ) 緊急初動班については、危機管理室が統括する。

(ウ) 緊急初動班は、本庁（市長部局、水道事業管理者、教育委員会等）及びその出先機関で組織する。

(エ) 緊急初動班は、市域内に震度4以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合に自主参集する。

(オ) 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

a 情報の収集及び幹部等への報告

b 県（県民局）への連絡

c 非常体制への移行準備

イ 班員の指定等

（ア）班員は、通勤距離等を考慮し、職員の中から指定する。

（イ）班員は、テレビ、ラジオ等により地震情報（市域内で震度4以上）を知った場合は、指定場所に自主参集する。

### （3）非常体制

ア 非常体制の基準

（ア）市域内に震度5弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合は、非常体制（市本部の設置体制）をとる。

（イ）市本部の組織は、総社市災害対策本部条例及び総社市災害対策本部規程に定めるところによる。

なお、必要に応じて、被災現場において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

（ウ）非常体制の時期及び内容

| 種別   | 時 期                                                                                   | 配 備 内 容                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常体制 | 1 市域に震度5弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき。<br>2 その他市長が必要と認めたとき。 | 市本部を設置し、本部規程に基づき市本部長の指示命令により、市の全機能をもって必要な防災活動を実施するとともに、関係行政機関、団体等と連絡を密にし必要な協力援助を要請する。 |

イ 非常体制要員の配置

（ア）非常体制配置要員は、あらかじめ市職員のうちから市本部長（市長）が指定する。

（イ）非常体制をとった場合は、非常体制要員を配備する。

（ウ）要員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により地震情報（市域内で震度5弱以上又は長周期地震動階級4の地震、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒））を知ったとき、又は関係者からの連絡があったときに出勤するものとする。

（エ）各部長は、要員の配備状況を把握する。

ウ 各部（班）の所掌事項

総社市災害対策本部規程第6条の規定による。

### （4）災害対策本部室の確保

本部室は、原則として市庁舎2階会議室に設置するものとするが、地震により庁舎が破損等の被害を受け本部機能に支障が生じたときは、総社市業務継続計画に定める代替庁舎に設置する。

### （5）防災関係機関の体制整備

市及びその他防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整

備を図るとともに、それぞれの業務活動が迅速に行えるよう平常時から連携の強化を図るものとする。

## 第2項 情報の収集・連絡体制整備計画

### 1 現状と課題

大規模な地震が発生すると通信機器の損傷等により情報収集が困難になることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役割を果たすためには、これらの点を踏まえ、通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

### 2 基本方針

情報の収集・伝達は、I P無線等を中心に行うが、災害時の損傷を考慮し通信の補完機能を高めるとともに、市本部と県をはじめとする防災関係機関との連絡体制を整備する。

また、市は、住民の安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努めるものとする。

### 3 対策

#### (1) 災害時の通信手段の確保

##### ア 防災関係機関の通信手段

市及びその他防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備、拡充を図る。

なお、市は地震計等観測機器の整備に努めるとともに、災害情報を瞬時に伝送するシステムを構築するよう努めるものとする。

また迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

さらに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所等への設置を図ること。

##### 〔市〕

市は、I P無線やSNS等を基本に被災状況の把握と住民への伝達手段の整備を図り、住民への情報の伝達手段であるホームページや公式LINE等のSNSによる情報提供機能の確保や緊急速報メール及びケーブルテレビや携帯電話のエリアメールも含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

##### 〔防災関係機関〕

防災関係機関は、無線機器等を基本にそれぞれの業務に適した通信手段の整備、拡充を図る。

##### イ 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

※非常通信協議会…有線・無線通信施設を有する各種団体の非常通信等についての運用細則を定め、非常通信計画の策定、研究、通信訓練等を実施  
(中国地方非常通信協議会事務局…総務省中国総合通信局内)

#### ウ 地震情報の連絡

市は、J—ALERTにより受信した緊急地震速報を公式LINE等のSNS等により住民等への伝達に努めるものとする。

#### ※ 全国瞬時警報システム（J—ALERT）

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

### (2) 災害対策本部の情報収集・連絡体制

#### ア 情報収集の方法

(ア) 被害情報の収集は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものであり、IP無線、消防無線、アマチュア無線等を利用して、その収集に努める。

(イ) 状況により県警察及び岡山市消防のヘリコプターを要請して情報収集を行う。

#### イ 災害初期の情報収集、連絡

(ア) 初期の情報収集は、その後の応急対策を迅速かつ的確に実施する上で重要である。市独自の情報収集のみならず、県、警察、消防等と連絡し、情報収集を図る。

(イ) 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

- a 人命に係る被害、医療機関等の状況
- b 道路の状況
- c 生活関連設備（電気、水道、ガス）の状況
- d 被害規模・状況の把握のための情報

#### ウ 応急対策時の情報収集、連絡

(ア) 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市及び防災関係機関が相互に連絡し、情報交換を図る。

(イ) 被害情報については市本部で取りまとめ、県に報告する。

## 第3項 救助、救急、医療体制整備計画

### 第1 救 助

#### 1 現状と課題

発災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により救出を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるが、消防機関、県警察、自衛隊等の救助隊が迅速かつ円滑に救助活動を実施することができる体制の整備を図る必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間は住民等による救出に頼らざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

## 2 基本方針

消防機関や県警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携の下に、災害時における救助体制の確立に努めることとする。

また、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

## 3 対策

### (1) 組織体制の整備

市は、災害時における救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等に努める。

また、消防機関は、救助隊を迅速に組織し派遣するためのマニュアルを作成する。

### (2) 住民等による救助活動のための条件整備

市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救護に関する意識啓発及び知識の普及並びに訓練を行うとともに、消防団と消防本部を結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

## 第2 傷病者搬送

## 1 現状と課題

大規模地震発生時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関の被災により医療行為ができなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。さらに、医療機関の被災は、入院患者の転送の必要を生じる。そのため市は、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

## 2 基本方針

消防機関、医療機関、保健所等との密接な連携の下、体制の整備に努める。傷病者の搬送にあっては、傷病内容に対応した対策を講じて搬送を実施する。

## 3 対策

### (1) 組織体制の整備

市は、傷病者搬送に関して、消防機関、医療機関、保健所等の調整が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

また、消防機関は、市や医療関係機関等との連携を密にして、道路が通行不能となった場合の搬送方法等災害時における搬送の確保体制を整備し、効率的な搬送体制の確立に努める。

### (2) 情報システムの運用

県、市、消防機関、各医療機関等は、広域的な傷病者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況など搬送先を決定するのに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。

### (3) ヘリポートの整備

市及び消防機関は、市域内に、ヘリコプター搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備に努め

ることとする。

#### (4) 救急隊員等の研修

消防機関は、災害時におけるトリアージ技術や応急手当の方法等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

#### (5) 感染症対策

搬送の救急隊はもとより感染症患者の搬送に関わる職員等は、当該感染症に対応した感染症対策を徹底することとする

### 第3 医療体制

#### 1 現状と課題

大規模災害を想定した多数の傷病者に対応するためには、現状の行政機関、医療機関、消防機関の情報収集能力や連絡・連携体制では不十分である。

また、医療機関の地震発生時における医療行為の継続的提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制整備を図る必要がある。

さらに、住民に対し、応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

#### 2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のため、広域災害救急医療情報システムを運用する。さらに、災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化、診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及、啓発を推進するものとする。

#### 3 対策

##### (1) 組織体制の整備

市は、吉備医師会との間の医師等の派遣協定に基づき、連携体制を整備する。

また、災害の急性期には、県災害保健医療福祉調整本部と連携を密にし、DMA Tの派遣要請や、災害拠点病院による医療救護活動を確保する。

##### (2) 災害・救急医療情報システムの運用

市は、市内の医療機関、消防機関、医師会等との連絡、連携体制を強化して、医療機関情報を確保できる体制を整備するとともに、医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力する。

##### (3) 市民等への災害医療知識の普及・啓発

市及び消防機関は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要なトリアージの意義等に関して市民への普及、啓発を行う。

また、大型店舗等不特定多数の人が利用する施設の職員に対し、応急手当の普及、啓発を行う。

##### (4) 人工透析、難病患者等への対応

市は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関等における受診状況等の実態把握に努めるものとする。

## 第4 医薬品等の確保

### 1 現状と課題

現行の市防災計画では、医薬品等については、各医療機関の手持品で対応し、不足の場合は、県災害保健医療福祉調整本部等へ報告し、調達することとしているが、その確保体制を整備する必要がある。

### 2 基本方針

基本的には、救急医薬品等については流通段階における備蓄、災害拠点病院及び吉備医師会所属の病院等の備蓄や災害協定先の薬局等により確保し、不足は県災害保健医療福祉調整本部に連絡し、その確保、調達を図るものとする。

輸血用血液製剤については、備蓄が困難なため、的確な情報収集、提供ができるよう連絡体制を整備する。

### 3 対策

広域災害救急医療情報システムを活用し、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等と連携をとり、救急医薬品の備蓄状況の把握に努める。

また、輸血用血液製剤については、災害発生時の的確な情報収集、提供ができるよう県赤十字血液センター等との連絡体制の確立に努める。

## 第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

### 1 現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路を分かり易く標示するとともに、防災マップなどにより広報紙等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険のない被災者は、住宅に留まるように誘導する方策等を検討する必要がある。

さらに、道路交通等が確保された以降は、必要に応じて被災地外への広域避難等を促す方策を検討する必要がある。

### 2 基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知、徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。

また、今後は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

### 3 対策

#### (1) 指定緊急避難場所の整備等

市は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進する。

##### ア 指定緊急避難場所の指定

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

##### イ 指定緊急避難場所の整備

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。

整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入ができるよう、出入口部分の整備やその開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種

別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

## (2) 避難路の整備等

### ア 避難路の指定

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

### イ 避難路の整備等

市街地における道路は、交通施設としてのみならず、消防活動、延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を推進することにより避難路の整備に努める。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等の表示を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

## 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

### 第1 避難方法

#### 1 現状と課題

地震発生時には、火災や崖崩れ、落石により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所へ避難する必要がある。

#### 2 基本方針

市は、総合的な避難計画の策定及び避難訓練の実施に努める。

#### 3 対策

##### (1) 避難計画の策定

〔市〕

市は、避難所、避難方法等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町に設ける。

〔住民〕

あらかじめ、町内会等においては平常時から自主防災組織をつくり、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

〔大型店舗、駅、学校、社会福祉施設等の管理者〕

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、マニュアルの策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

## (2) 避難訓練の実施

〔市〕

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同又は単独で、地域住民の参加を得て避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

〔住民〕

地域住民は、市などの防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難所、避難方法等の確認に努めるものとする。

〔大型店舗、学校、社会福祉施設等の管理者〕

避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

## 第2 指定避難所の設置

### 1 現状と課題

従来は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかった。災害の状況によっては、多数の被災者が長期に渡り避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことなどから、避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

### 2 基本方針

市は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日ごろから整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

### 3 対策

#### (1) 指定避難所の指定、周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

指定避難所について、市は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための整備に努めるものとする。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、特に昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修に努めるなど安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、又は、近隣市町への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

## (2) 指定避難所の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、常備薬、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、女性専用のもの干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した

設備の整備や要配慮者に配慮してスロープ等の整備にも努めるものとする。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話(株)に申請し、承認を受けておく。

### (3) 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。福祉避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

### (4) 指定避難所における生活物資の確保

市は、指定避難所又はその近辺に、食料、飲料水、携帯トイレ、常備薬、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

### (5) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。また、訓練・研修等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法

ウ 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ その他開設責任者の業務

オ 感染症対策を踏まえた運営方法

## 第3 避難所運営体制

### 1 現状と課題

阪神淡路大震災では、学校が避難所となったケースがほとんどであり、教職員が中心となって運営に努めたが、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化が見られたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から市の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

### 2 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者

の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

### 3 対策

#### (1) 行政側の管理・伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルを定めておくものとする。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮するものとする。

#### (2) 避難者の自治体制

市は、円滑な避難所運営を図るため、運営の中心となってくる自主防災組織等の既存組織等と協議し、予定される避難所ごとに、次の事項を内容とする避難所運営マニュアルの作成に努める。

なお、マニュアルの作成に当たっては、避難行動要支援者へ配慮するとともに、プライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した内容に努める。

ア 避難者の自治組織に係る事項（結成、代表者、意思決定手続等）

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制への復帰のための対策

- a 事前周知      b 自治組織との連携      c 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
- d 避難所の統合・廃止の基準・手続等

#### (3) 施設管理者の避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員等に研修を行い、必要な知識の習得に努める。

## 第6項 災害救助用資機材の確保計画

### 1 現状と課題

発災時には、警察、消防、自衛隊あるいは地域住民によって倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救出が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは救助用資機材は十分ではなく、効率的な救助活動が行えないことが予想され、適切な救助用資機材の確保を図る必要がある。

## 2 基本方針

警察，消防の救助能力の向上を図るため，救助用資機材の充実強化を促進するとともに，地域の防災力を高めるため，自主防災組織の救助用資機材に整備に努めることとする。

## 3 対策

〔市〕

市は，自主防災組織を単位とした地域において，ジャッキ，バール，スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに，パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため，地元土木建設業者等と重機類等の借り上げに関する協定の締結に努めるものとする。

〔消防機関〕

消防機関は，ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

## 第7項 建設用資機材の備蓄・調達計画

### 1 現状と課題

現行の市防災計画における資機材の備蓄については，水防活動を想定したものを中心としており，阪神淡路大震災でも明らかになったように，複数の被害が同時，多発する地震災害に対しては，備蓄資機材の内容及び数量等について一層の充実を図る必要がある。

### 2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については，経済性や備蓄場所の確保等の観点から，建設業協会など関係機関の協力を最大限に活用することとし，市においては，初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

### 3 対策

#### (1) 備蓄

市は，地域の自然条件や被害予想規模等を考慮し，初期活動に必要と思われる必要最小限の資機材の備蓄を行う。

また，備蓄場所の選定に当たっては緊急輸送路とのアクセス条件や危険性の分散に十分配慮する。

なお，備蓄計画の策定にあたっては，県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

#### (2) 調達

市は，市内の関係団体等における資機材の保有状況の調査，把握に努め，これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し，地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう，総合的な資機材の確保対策に努める。

## 第8項 地域防災活動拠点整備計画

### 1 現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所・避難所は救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

### 2 基本方針

市は、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備及び機能強化に図る。

### 3 対策

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ア 物資等の集積基地
- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受入れ施設
- エ ヘリポート施設

## 第9項 消防等防災業務施設整備計画

### 1 現状と課題

地震災害に対する応急対策活動を実施するためには、倒壊家屋からの救出、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

### 2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し、応急活動の中核となる消防機関における防災資機材等の整備、充実を図る。

### 3 対策

(1) 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利等の確保、整備を図る。

- ア 防火水槽、耐震性貯水槽の整備
- イ 池、河川等の自然水利の活用を図る措置
- ウ プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置
- エ 道路横断用のホース保護具等の整備

(2) 消防ヘリコプター等の活動拠点を市内に設置する。

(3) 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

(5) ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

## 第 10 項 広域的応援体制整備計画

### 1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想され、他の地域からの応援が必要になる。

応援については、被災の範囲、被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか被災地の受入体制等についても検討しておく必要がある。

### 2 基本方針

大規模災害を想定し、広域の応援体制の整備に努める。

### 3 対策

#### (1) 応援に係る全般的事項

##### ア 応援要請の判断

(ア) 応援要請は市長が判断することを原則とする。

(イ) 地震被害は市域を超えて同時多発する可能性が強く、事態によっては広域的観点から、市長の要請により県知事が必要な機関、自治体等に応援要請するものとする。

##### イ 応援に係る関係事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

##### (ア) 県内相互応援

- a 市は県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と必要な準備を整えておく。
- b 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

##### (イ) 県外からの応援

##### a 自治体の応援

災害時の相互応援に関する協定に基づき、友好都市等の応援を受ける。

##### b 警察の応援

警察災害派遣隊の応援を受ける。

##### c 消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

##### d 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請は、市長から県知事に要求するが、県知事に要求できない場合は、直接被害状況等を防衛庁長官又は自衛隊に通知できる。

##### ウ 応援の受入体制

(ア) 自治体応援の受入は、県又は市が行う。

(イ) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

(ウ) 自衛隊の受入は、基本的には市であるが、県は総合的な調整を行う。

##### エ 応援活動の相互調整

(ア) 警察, 消防, 自衛隊が共同で活動する場合は, 相互に積極的に連絡を取り合い, 災害情報の共有に努める。

(イ) 人命救助その他の救助活動をより効果的に行うため, 連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

## (2) 広域相互応援体制の確立

災害の発生により, 市独自では十分な応急措置ができない場合に備え, 他の市町村と広域的な相互応援に関する協定の締結に努める。

<資料 3 2 防災協定締結一覧>

# 第 1 1 項 防災訓練計画

## 1 現状と課題

防災計画の周知, 徹底に加え, 平素から各種訓練を実施し, 緊急事態に即応できる体制, 機動力の維持に努める必要がある。

## 2 基本方針

地震においては, 被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから, 防災機関相互が連携を保ち, 迅速かつ効果的な対応に向けて各種訓練を実施する。

なお, 訓練の実施に当たっては, 被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し, 参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど, より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

## 3 対策

### (1) 総合防災訓練

大規模地震を想定して, 防災関係機関及び地域住民が参加し, 総合的, 実践的な訓練を実施する。

### (2) 図上防災訓練

大規模地震発生後の対応能力の向上を図るため, 防災担当部局の連携, 各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

### (3) 広域的防災訓練

国, 県等が実施する広域的防災訓練には, 市の機関として積極的に参加する。

### (4) 気象予警報伝達訓練

県等から気象情報の伝達を受け, 情報に基づき迅速, 的確に対応する訓練を実施する。

### (5) 配備訓練

職員の配備, 呼び出し等の訓練を行う。

### (6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため, 防災行政無線等の通信訓練を実施する。

### (7) 消防訓練

ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練を実施する。

## 第 1 2 項 業務継続体制の確保

### 1 現状と課題

市は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

### 2 基本方針

市は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

### 3 対策

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 第3節 地震に強いまちづくり

#### 第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

##### 1 現状と課題

阪神淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、住宅・建築物等の安全確保の必要性を再認識した。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、木造建築物の密集地域など都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範な焼失が生じたことにより、防災機能の向上のため土地区画整理事業等による市街地の面的整備の重要性を認識した。

さらに、大地震の際には、落下物やブロック塀等の倒壊により、より多くの被害者が出たと想像され、これらの対策の重要性も指摘されているところである。

##### 2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準により設計、施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性をも損ねるため社会通念上容認されにくく、現実的ではない。したがって、生命の安全の確保を第一とし、被害を最小限に食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、救援活動の拠点としての使用に支障を来すような被害を受けないことが極めて重要である。

また、防火地域、準防火地域の指定の見直しや建築物の不燃化、まちの不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。公園、緑地等公共の空地は、避難場所としての効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、これらの整備を図る必要がある。整備に当たっては、土地区画整理事業など面的な整備事業により、市街地の防災性の強化を図る。

##### 3 対策

###### (1) 建物の不燃化・耐震化

###### ・防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点又は避難所となる施設、救急医療活動の拠点となる病院など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合は耐震改修を検討する。

###### (2) まちの不燃化

###### ア 防火地域等の指定

防火地域は、火災が発生した場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を指定すること

とされている。

また、都市部と郊外との中間の地区は、準防火地域に指定するよう規定されている。

市では、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化に努める。

#### イ 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることの必要性というまでもないが、さらに安全性を高めるには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備に努める。

#### ウ 公園、緑地等公共空地の整備

人々に憩いを与える公園、緑地等都市における緑とオープンスペースは、災害時には、避難場所や災害復旧の拠点として重要な役割を果たすとともに、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園、緑地等の整備を積極的に進めるとともに、緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

#### エ 道路網の整備

道路管理者は、道路による延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を考慮しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を設置するよう努める。

#### オ 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進していくことが重要である。

道路、公園、緑地、河川等について、避難場所、避難路、延焼遮断空間等の確保の観点から、計画的にその整備に努める。総点検は、次の視点から実施する。

道 路・・・避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地・・・避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯・・・道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

#### (3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

## 第2項 公共施設等災害予防計画

道路、鉄道等の交通施設及び信号等交通管理施設をはじめ、河川、砂防施設等の公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものである。

したがって、これら公共施設のうち市において管理するものについては事前に予防措置を講じ、被害を最小限にとどめる必要がある。

## 第1 道 路

### 1 現状と課題

道路は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、地震発生時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては、耐震性の高い施設整備を行い安全性を高める必要がある。

### 2 基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全点検を行い、これに基づき必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、阪神淡路大震災クラスの地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、抜本的解消を図る。

### 3 対策

各道路管理者は、被災時において、救援物資の集積地点（空港等）とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、平成14年3月に改訂された道路橋示方書に基づき、跨線橋及び地域の防災計画上重要な路線など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁等についても地震に対する安全性を考慮し整備する。

落石等危険箇所については、危険度の高い箇所やバス路線等を優先して整備し、地震に強い道づくりを推進する。

さらに、市街地において、道路幅員が狭く円滑な消防活動等が困難な区域の解消に資するため、土地区画整理事業等を推進し、道路整備に努める。

## 第2 ため池

### 1 現状と課題

ため池については老朽化しているものもあり、今回の東日本大震災では、被災地域において多くの古いため池が被害を受けたことから、より一層改修の促進を図る必要がある。

### 2 基本方針

県の被害想定における最大震度を考慮しながら、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っており、緊急に整備を要するものについて、補修、補強、耐震性の

向上等改修整備や廃止を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。また、防災重点ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

### 3 対策

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検、調査を実施し、状況の把握に努める。

<資料3 山地災害危険地区一覧>

<資料4 地震時の点検ダム・ため池及び防災重点ため池一覧>

## 第3 学校施設

### 1 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所・避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

### 2 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また災害時の避難場所・避難所として防災機能の充実を図る。

### 3 対策

#### (1) 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

#### (2) 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、底等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又

は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

### (3) 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。また化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

## 第4 公共建築物

### 1 基本方針

庁舎、病院その他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障を来す被害を受けないよう耐震性の確保に努める。

### 2 対策

市及び施設管理者は、災害時において応急対策、救援・救急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震性を向上させる必要がある。

また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要に応じ、耐震改修を行う。

## 第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

## 第1 上水道施設

### 1 現状と課題

飲用に適する清浄な水を得ることは、住民の生命にかかわり、健康確保の面で最も基本的な事項の一つである。住民の生存・生活に係る基本的条件を整備し、それを確保することは行政としての役割であり、緊急時においても免除されることのない責務である。

また、都市部を中心に、井戸等独自に水を確保する手段のない住民が多数を占めるようになってきている今日、緊急時にも、住民の生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時において、このような行政責任を全うするためには、①地震による被害を受けない水道を作

ること、②部分的に被災しても、それによってシステム全体の機能が失われることのない水道を作ること、③被災しても、早急に復旧できる水道を作ることなど、ハード面での対策が重要である。

一方、水道事業は料金収入による独立採算を経営の基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、水道事業とはいえ、行政体が行っているものである以上、緊急時においても、住民が水の供給を期待するのは当然であり、そのためには、水道事業が中心的役割を果たすよう期待されているということを再認識しておかなければならない。

このような基本的な認識に立ち、水道事業体としては、生活用水等を供給する主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されることなく、事業活動のあり方を検討する必要がある。

## 2 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の点検を行うとともに、施設の老朽の程度と地形・地質の状況を考慮し、必要な耐震診断を実施することにより優先度を見極め、計画的に耐震化を推進していくことが必要である。

また、あわせてより一層の水道施設の広域化を推進していく必要がある。

## 3 対策

### (1) 水道施設の広域化の推進

地震災害への対応力を高め、被害が生じた際の水の供給を確保するため、水道施設の一層の広域化を推進する。

あわせて、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等に関する整備も推進する。

### (2) 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じて、他の部分については通常の機能を発揮することができるようするため、配水池に至る基幹施設について耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内において優先順位を定め、重要系統から順次計画的に施設の近代化を進める。

### (3) 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管については、耐震性確保の点から、東日本大震災でも強度が立証されたダクタイル鋳鉄管等、耐震性を有する管への計画的な布設替えを行う。配水本管については、離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

### (4) 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部の機能が停止するような緊急時においても、他の水道施設によって能力を補い、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われたように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等の整備を検討する。

## 第2 下水道施設

### 1 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの1つであり、地震災害等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流出による公共衛生被害の発生が考えられる。

下水道施設が被災すると住民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性があるが、下水道施設の耐震化の状況は非常に遅れているのが現状である。

そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果をふまえて、優先度の高い施設から耐震性能を確保していく必要がある。

下水道の地震対策を推進していくためには、色々な分野との連携、調整が必要になる。被災状況と原因の把握、対策の役割分担、新しい対策技術の開発と実施などについて、産業界、学会、行政機関さらには市民との間に従来の枠組みを越えた新たな協力体制を構築していく必要がある。

また、具体的な対策の実施、新工法の採用等の際には、道路管理者等他の事業者との調整に十分配慮する必要がある。

さらに、防災の観点から、下水処理場を都市内の空間としてとらえ、避難場所等として利用することにより、都市の安全度の向上に貢献することが、下水道の新たな役割と考えられる。

### 2 基本方針

水道をはじめとする他のライフラインの耐震性が高められる中で、下水道施設が地震に対してその機能を保持していくためには、それらに対応した耐震性の向上が必須の課題であり、耐震技術の向上等関連する技術の開発が必要である。今後は、新技術の採用により耐震性の向上に努める。

### 3 対策

#### (1) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線や下水処理場内の重要な水路や配管あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、幹線や水路等の複数系列化について検討する。

#### (2) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管を利用した通信網を整備し、通信用手段としても活用できるよう検討する。

#### (3) 下水道施設の防災施設としての活用

下水道施設は、処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所や延焼遮断帯として活用する。

## 第4項 危険物施設等災害予防計画

### 1 現状と課題

危険物には、石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため、平素からの対策が重要である。

また、大別すると、これら危険物は、製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

### 2 基本方針

県、消防機関等は、石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質の災害予防対策について、施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

### 3 対策

#### (1) 石油類施設災害予防対策

##### ア 法令に基づく検査・指導

消防機関は、消防法並びに危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

- (ア) 製造所等に対する立入・保安検査をする。
- (イ) 各種の講演会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

##### イ 施設管理者等の措置

- (ア) それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。
- (イ) 施設における化学消火薬剤及び災害予防に必要な資機材の確保を図る。
- (ウ) 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

##### ウ 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を立入検査し、指導、取締りの強化に努める。

#### (2) 高圧ガス施設災害予防対策

##### ア 法令に基づく検査・指導

国、県は、高圧ガス保安法等に基づく検査、指導等を実施し、必要に応じ市はこれに協力する。

##### イ 施設管理者等の措置

- (ア) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- (イ) 定期自主検査を実施する。

##### ウ 輸送対策

県、県警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事項を実施する。

- (ア) 高圧ガス移動防災訓練
- (イ) 高圧ガス輸送車両合同取締り

#### (3) 火薬類施設災害予防対策

##### ア 法令に基づく検査・指導

国，県は，火薬類取締法に基づく検査・指導等を実施し，必要に応じ市はこれに協力する。

イ 施設管理者等の措置

(ア) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

(イ) 定期自主検査を実施する。

(4) 放射性施設災害予防対策

国，県，県警察，消防機関は，医療用，工業用等の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため，次の措置を実施し，連携して災害予防対策を推進する。

(ア) 防災体制の整備

(イ) 通信連絡体制の整備

(ウ) 環境監視体制の整備

(エ) 救助体制の整備

(オ) 防護用資機材の整備

## 第5項 有害ガス災害予防計画

### 1 現状と課題

ばい煙，特定物質，ダイオキシン類若しくは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）の発生又は漏えいにより，人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要である。

### 2 基本方針

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。

### 3 対策

・保安管理体制の強化

ア 立入検査・指導

県は，有害ガス等に係る検査を実施するとともに，事故防止のため維持，管理等の指導を行う。

市は必要に応じこれに協力する。

イ 施設管理者等の措置

(ア) 施設の点検及び保安体制の強化に努める。

(イ) ガス検知器による監視体制の強化を図る。

(ウ) 付近住民への周知方法を確立する。

(エ) 発生源を閉止するための防災衣服を備蓄する。

(オ) 中和剤等の薬剤を備蓄する。

## 第6項 流出油等災害予防計画

### 1 現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷により石油等が河川、池等に流出すると、農業、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油の回収には、多くの労力と時間を費やすため、流出防止に万全を期す必要がある。

### 2 基本方針

陸上施設からの流出予防対策を推進する。

### 3 対策

#### ・施設管理者の措置

ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

イ 排水溝等の流出防止設備を完備する。

ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

## 第7項 地盤災害予防計画

### 1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に防止し、又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

### 2 基本方針

地盤災害は、地域の地盤特性が要因であり、各施設の被害を未然に防止するため地域の地盤特性を十分調査、検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに適正な土地利用を推進し、被害を軽減するための諸対策を講じる。

### 3 対策

#### (1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

##### ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下、地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法に基づき、区域内の切り取り、盛土など地すべりを誘発・助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。

また、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図る。

<資料2 土砂災害警戒区域>

#### イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地等崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、市その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対して崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

#### <資料2 土砂災害警戒区域>

### (2) 液状化危険地域の把握

#### ア 液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地の地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対しても被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえて、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予想される地域（液状化危険地域）を把握する。

#### イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

### (3) 土地利用の適正化

#### ア 土地条件の評価

市は、土地に関する自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を行い、適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、土地に関する自然情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより住民の意識を啓発し、住民と行政が協力して適正な土地利用を推進していくものとする。

#### イ 土地利用の誘導・規制

県及び市は、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画、さらには都市計画法、宅地造成等規制法等の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

### (4) 大規模盛土造成地マップ等の作成・公表

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第 3 章 地震災害応急対策計画

## 第 1 節 応急体制

### 第 1 項 応急活動体制

#### 1 現状と課題

大規模地震発生時においては、職員の被災、交通機関、通信網の途絶等が予想されることから、職員がそれぞれの配備につき自動的に応急体制を執り、即応的に応急活動ができる体制の整備が必要である。

特に、被害状況の早期把握が、その後の対応策を実施する上で重要であることから、初動体制の確立を図る必要がある。

#### 2 基本方針

地震が発生した場合における初動体制として、緊急初動班の配備、業務を定め、さらには、必要に応じて災害対策本部の設置体制へ円滑に移行できる措置を講じる。また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

#### 3 対策

##### (1) 防災体制

地震に関する防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。

| 防災体制            | 震度階級等                          | 勤務時間内                                                          | 勤務時間外                           |
|-----------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 警戒体制            | 南海トラフ<br>地震臨時情報<br>(調査中)       | 災害警戒本部 本部員参集                                                   | 災害警戒本部 本部員参集                    |
|                 | 震度 4 以上又は長周期地震動<br>階級 3        | 危機管理室<br>建設部 土木課<br>〃 地域応援課<br>環境水道部 上水道課<br>〃 下水道課<br>その他関係部課 | 緊急初動班員及び状況により部課長等から応急対策を命じられた職員 |
| 非常体制<br>(市本部設置) | 南海トラフ<br>地震臨時情報<br>(巨大地震注意・警戒) | 非常体制配置要員の配備                                                    |                                 |
|                 | 震度 5 弱以上又は長周期地震動<br>階級 4       |                                                                |                                 |

(2) 緊急初動班

ア 緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外にテレビ、ラジオ等により地震情報（市域内で震度 4 以上又は長周期地震動階級 4）を知った場合は、指定場所に自主参集する。

イ 緊急初動班の業務

統括責任者は、班員を指揮し、次の業務を行う。

(ア) 被災状況等の情報収集

(イ) 市幹部への情報連絡及び県への報告

ウ 非常体制への移行措置

(ア) 統括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、災害対策本部の設置等の判断を仰ぐ。

第 1 位－市長、第 2 位－副市長、第 3 位－政策監、第 4 位－教育長

(イ) 被害状況により、災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

(3) 災害対策本部

ア 市本部の設置基準等

(ア) 市本部は、次の場合に設置する。

a 市域に震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 4 の地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合

b その他市長が必要と認める場合

(イ) 市本部を設置又は廃止したときは、県等関係機関に通報する。

(ウ) 非常体制（市本部設置）の時期及び内容

| 種別               | 時 期                                                                                       | 配 備 内 容                                                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 非<br>常<br>体<br>制 | 1 市域に震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 4 の地震が発生したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき。<br>2 その他市長が必要と認めたとき。 | 市本部を設置し、本部規程に基づき市本部長の指示命令により、市の全機能をもって必要な防災活動を実施するとともに、関係行政機関、団体等と連絡を密にし、必要な協力援助を要請する。 |

イ 非常体制要員の配備

(ア) 市本部長（市長）は、あらかじめ市職員のうちから非常体制配置要員を指定する。

(イ) 配置要員は、勤務時間外において、テレビ、ラジオ等により地震情報（市域内で震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 4 の地震、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒））を知ったとき、又は自主判断により出勤するものとする。

(ウ) 出勤できない要員は、最寄りの出張所、公民館等へ仮配備し、所属長（部長又は班長）へ報告し、指示を受ける。

(エ) 各部長は、要員の配備状況を把握する。

ウ 本部組織

市本部組織は、総社市災害対策本部条例及び総社市災害対策本部規程に定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害現場において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設

置する。

エ 本部の応急活動

(ア) 災害対策本部が設置された場合、各部班は、あらかじめ定められた業務（総社市災害対策本部規程）を所掌する。

(イ) 市本部は、県本部が設置された場合は、連絡調整の上、県本部が実施する対策との整合を図りながら応急対策を行うものとする。

## 第2項 地震情報の伝達計画

### 1 地震に関する警報等の種別

(ア) 緊急地震速報（警報）

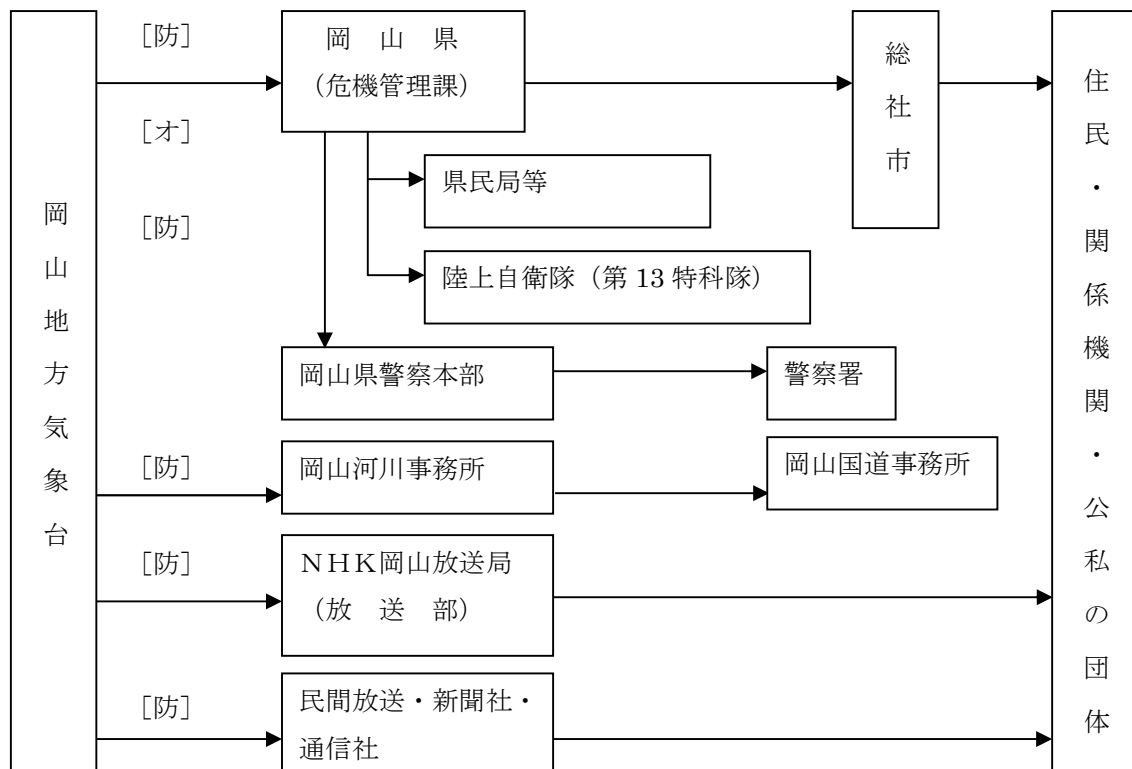
気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(イ) 地震情報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。

### 2 岡山地方気象台からの伝達

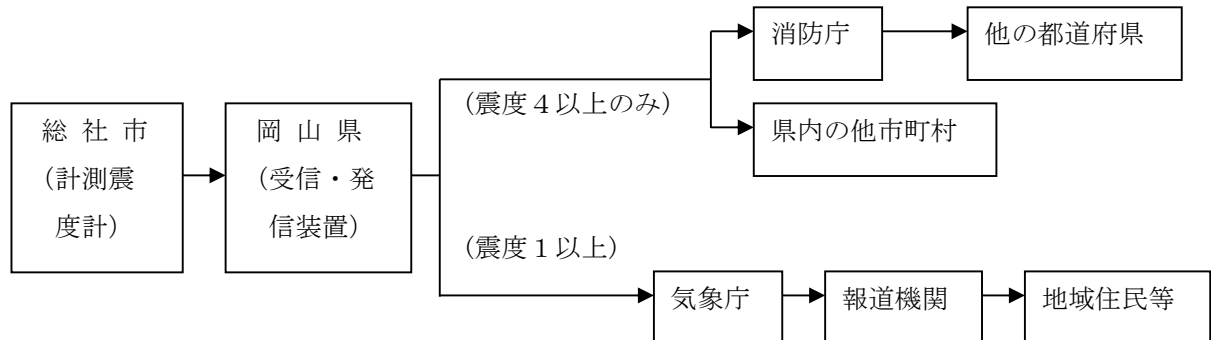


(注) (1) [ ] 内は、通知方法を示す。[防]；防災情報提供システム [オ]；オンライン

(2) 岡山県から陸上自衛隊へは、震度 4 以上の場合に伝達される。

### 3 国への地震情報の伝達

震度情報ネットワーク



## 第 3 項 被害情報の収集伝達計画

### 1 現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、市本部と関係機関が相互に情報を収集し、伝達できる体制が必要である。

### 2 基本方針

災害時には、通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し情報の収集を図る。

なお、被害情報は、災害初期と引き続き応急対策時に区分して収集し、その情報を県に伝達する。

### 3 対策

#### (1) 災害時の通信手段

##### ア 通信設備の状況

市消防通信施設及び I P 無線の状況は、市防災計画資料 23, 28 のとおり。

また、アマチュア無線機器を危機管理室に設置している。

##### イ 通信手段の確保

(ア) 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のため、次の通信手段を確保する。

- a I P 無線及び消防無線による地上系移動局
- b 衛星携帯電話、携帯電話等移動通信回線
- c アマチュア無線
- d 民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法 57 条、79 条）

(イ) 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

- a 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する要員
- b 通信統制、通信運用の指揮等に要する要員

#### (2) 災害初期の被害情報の収集・連絡

- ア 市は、被害について把握できた範囲について県へ連絡する。
- イ 市は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を県及び消防庁に報告する。
- ウ 市は、被害状況等を県に報告するものとするが、報告できない場合は消防庁へ連絡する。
- エ 市は、市内において「震度５強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。（被害の有無を問わない。）
- オ 市は、震度６弱以上を観測した場合、発災後速やかに行政機能の確保状況（行政機能チェックリスト）を県に報告する。

### (3) 応急対策時の被害情報の収集・連絡

#### ア 収集・連絡の内容

(ア) 応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を市本部へ随時報告する。

(イ) 活動状況のうち、次のような事項について、県及び市は相互に、密接に情報交換を行うものとする。

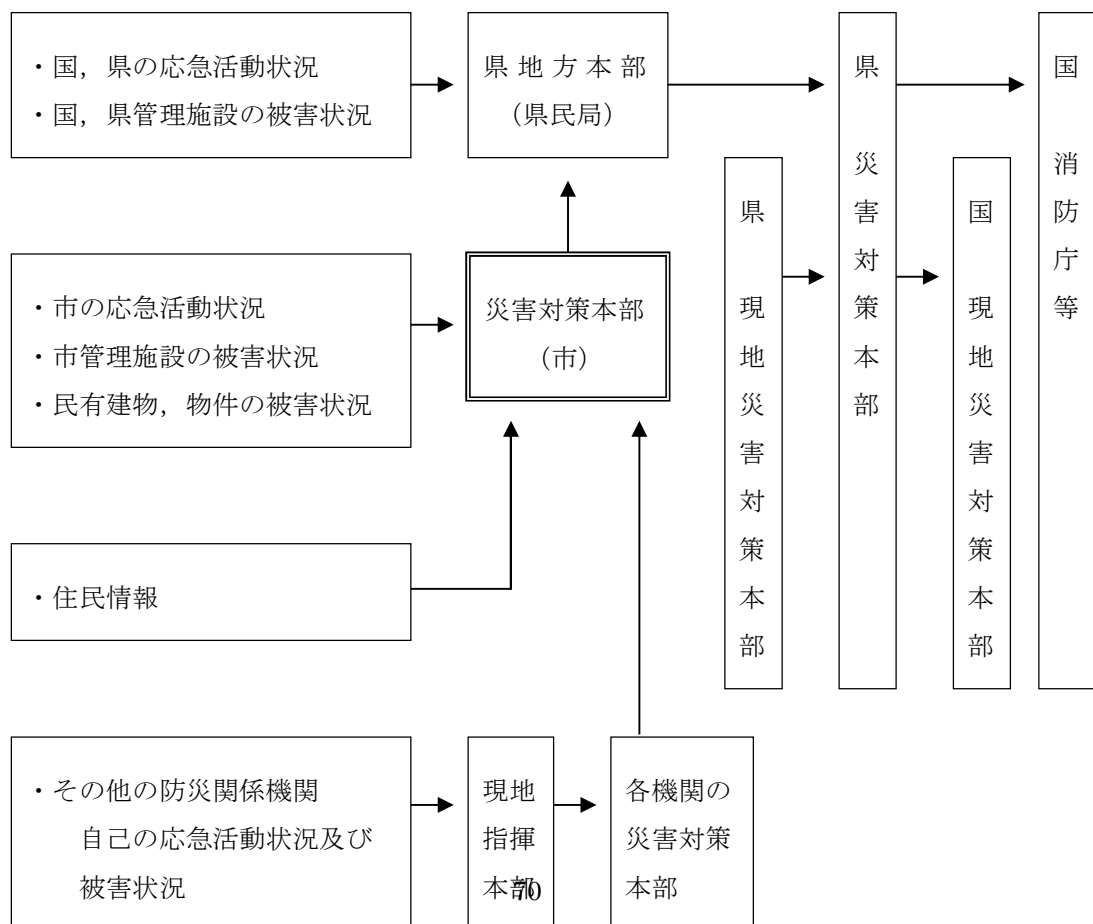
〔市→県〕 対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

〔県→市〕 県が実施する応急対策の活動状況

#### イ 収集・連絡体制

被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災関係機関において、被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県本部へ連絡する。



## 第4項 災害救助法の適用計画

### 1 現状と課題

災害が一定規模以上で、かつ、応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時において、迅速、的確な法の適用を図るために手続を整理しておく必要がある。

### 2 基本方針

制度の概要並びに適用基準及び手続の概要を示す。

### 3 対策

#### (1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の大部分については、さらに市長に委任されている。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。

ただし、市が一時繰替支弁する必要があることがある。

#### (2) 適用基準及び手続

市地域防災計画（風水害等対策編）第3編第6章第1節のとおり。

## 第5項 広域応援

### 1 現状と課題

大規模地震発生時においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定されるので、これらの災害対策には市内はもとより市外の関係機関の応援が必要になる。

### 2 基本方針

人命の救出・救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確化する。

### 3 対策

#### (1) 応急活動の応援要請

ア 市長の応援要請

(ア) 県知事に対する応援要請

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に応援

を求め、又は応急対策の実施を要請する。

(災害対策基本法第 68 条関係)

(イ) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める。

(災害対策基本法第 67 条関係)

市は、「応急対策職員派遣制度」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 消防等の応援要請

(ア) 消防の応援要請

消防活動については、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

(イ) 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊派遣の要請をするよう求めるものとする。

なお、市長は、県知事への要求ができない場合には、市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知できる。

(災害対策基本法第 68 条の 2 関係)

(2) 職員の派遣

ア 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(派遣要請事項)

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、県知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

(あつせん要求事項)

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

## 第6項 自衛隊災害派遣要請計画

### 1 現状と課題

国の新防災基本計画では、阪神淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続にとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

### 2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

### 3 対策

#### (1) 自衛隊の災害派遣方法

##### ア 自衛隊の自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

##### (例)

- ・ 通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長等から災害に関する情報を受け、直ちに、救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- ・ 通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を感知する等、災害に対し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他災害に対し、上記（ア）～（ウ）に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

##### イ 派遣要請の要求

(ア) 市長は、被害状況により、人命及び財産の保護のため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を求める。

(イ) 市長は、県知事への派遣要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知できる。

(ウ) 事態の推移に応じ、要請しない場合は、その旨を連絡する。

##### ウ 派遣要請の手続

(ア) 要請手順      市長 → 要請権者 → 陸上自衛隊日本原駐屯地司令

(県知事)

(第 13 特科隊長)

## (イ) 連絡方法

- a 県知事 (危機管理課)
- ・ N T T 電 話 086-226-7293 7372 (時間外)
  - ・ " F A X 086-225-4559, 4659
  - ・ 県防災行政無線 (77)-6100-2511, 2513 4270 (時間外)
  - ・ " F A X (77)-6100-5730, 5731, 5733
- b 日本原駐屯地司令
- ・ N T T 電 話 0868-36-5151 (内線 237)
  - ・ 県防災行政無線 (77)-6440-031 (事務室)
  - ・ " (77)-6440-038 (宿直室)
  - ・ " 6440-039 (F A X)

(注) (77) は、発信特番

## (ウ) 要請依頼の内容 (自衛隊法施行令第 106 条)

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項 (現地連絡責任者等)

## (2) 災害派遣に係る関係事項

## ア 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長等に通知しなければならない。

|                             | 措 置 権 限                              | 根拠条文        | 関 連 規 定               |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------------------|
| 災害<br>対<br>策<br>基<br>本<br>法 | ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく<br>立入り制限・禁止及び退去命令 | 63条3項       |                       |
|                             | イ 他人の土地、建物等の一時使用等                    | 64条8項       | 通常生ずべき損失の補償82条        |
|                             | ウ 現場の被災工作物等の除去等                      | 64条8項       | 除去した工作物等の保管64条<br>9項  |
|                             | エ 住民等を応急措置の業務に従事させること                | 65条3項       | 従事した者に対する損害の補償<br>84条 |
|                             | オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行<br>を確保するため必要な措置   | 76条の3<br>3項 |                       |
| 自<br>衛<br>隊<br>法            | ア 警察官がその場にいない場合の避難<br>等の措置           | 94条         | 警察官職務執行法4条及び6条        |
|                             | イ 警察官がその場にいない場合に救助<br>等のための立入り       |             |                       |

#### イ 自衛隊の救援活動

- ・自衛隊の主な救援業務は、次のとおり。

被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の搜索救助，水防活動，消防活動，道路等の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，危険物の保安・除去

#### ウ 市の主な対応事項

- (ア) 派遣部隊用の基地を確保する。
- (イ) ヘリコプター基地を確保する。

## 第2節 緊急活動

### 第1項 救助計画

#### 1 現状と課題

発災時には，広域的又は局地的に，倒壊家屋の下敷きや車両事故等により救出を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが，消防，警察，自衛隊あるいは地域住民の協力によって，迅速かつ的確に救出する必要がある。

#### 2 基本方針

防災関係機関は，緊密な連携の下，災害により生命，身体が危険となった者を早急に救助し，負傷者については医療機関に収容する。特に，発災当初の72時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また，救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努めるものとする。

#### 3 対策

##### (1) 救助活動

〔市〕

市は，救助活動に関する調整を行うとともに，必要に応じて県又は他市町村への応援要請を行う。また，被災を免れたときは，県，被災市町村からの応援要請に基づき，又は自らの判断により救助活動を行う。

〔消防機関〕

消防機関は，あらかじめ定められた手順に従い，住民，自主防災組織等の協力を得て，迅速かつ的確に救助活動を行う。また，必要に応じて，他の消防機関等に応援を要請する。

##### (2) 負傷者の応急手当

〔消防機関〕

消防機関（救急救命士，救急隊員を含む。）は，救助した傷病者に対して専門的に習得している処

置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者については医療救護班又は医療機関へ搬送することとする。

〔医療救護班〕

医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

〔住民〕

住民は、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ（胸骨圧迫）など簡易な手当を実施することにより救護等に協力する。

(3) 行方不明者の捜索

〔市〕

市は、警察、消防、医療機関等と連絡を密にし、行方不明者の情報収集に努める。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

〔住民〕

住民は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力するものとする。

(4) 救助方法

市、消防機関等防災機関は、救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し同時に多数の救助が必要となる場合は火災現場付近を優先して、延焼火災がなく同時に多数の救出が必要となる場合は多数の人命を救護できる現場を優先して、効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救助に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

〔市〕

市は、関係団体からの借上げ等により救助用資機材を調達するものとする。

また、必要に応じ、県に資機材の確保を依頼する。

〔消防、警察等救助関係機関〕

必要な救助用資機材は、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなどに協力するものとする。

(6) 家庭動物等動物の保護

市は、県と連携を図りながら、家庭動物等動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。

## 第2項 資機材調達計画

### 1 現状と課題

現行の地域防災計画においては、市の備蓄資機材と地震発生後、関係業界から調達する資機材により初期の応急活動を実施することになっているが、市の備蓄資機材は水防活動を中心としたものであり、さらに関係業界からの調達についても任意の協力を前提としたものであることから、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう措置する必要がある。

### 2 基本方針

資機材の調達に関しては、国、県、市等の関係機関が相互に補完し合う体制の整備について検討を進める。

さらに、県、市においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

### 3 対策

市は、市において備蓄している資機材や関係業界などからの資機材の動員を行い、被害状況によっては、県や他市町村に対して必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係業界からの資機材の動員を確実なものとするため、関係業界との応援協定等の締結に努める。

## 第3項 救急・医療計画

### 第1 医療体制

#### 1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応するためには、現状の行政機関、医療機関、消防機関の情報収集能力や連絡・連携体制では不十分である。

また、医療機関の地震発生時における医療行為の継続的提供能力も現状では十分とはいえないため、これらの体制整備を図る必要がある。

#### 2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的には各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡、協力を図りながら実施することとなるが、行政はそのような医療機関の活動をバックアップするため早期の情報収集・提供及び医療活動が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

また、医療機関は、可能な限り、診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

### 3 対策

#### (1) 医療活動に関するバックアップ

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して、次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用による、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

#### (2) 救護所の設置と医師会救護班の編成

〔市〕

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、県の地域災害保健医療福祉調整本部又は吉備医師会に対して、救護班の派遣を要請する。

〔医療機関〕

ア 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り、被災地における医療活動を行うものとする。

- (ア) 医師、看護師、連絡要員等
- (イ) 関係医療用資機材一式
- (ウ) 救急自動車
- (エ) 通信連絡手段の携行

イ 吉備医師会は、市との間に締結した災害時の医療救護活動についての協定に基づき、救護活動を行う。

<資料 3 2 防災協定締結一覧>

#### (3) 医療機関のライフラインの確保

〔市〕

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者又は県に対して優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣要請を県に要求する。

〔医療機関〕

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の代替供給を要請する。

#### (4) 効率的な医療の実施

医療機関は、予め策定したマニュアルに従い、効率的な医療を実施する。

#### (5) 人工透析、難病患者等への対応

県及び市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への的確な医療情報の提

供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して医療機関への優先的な供給を要請する。

(6) 助産への対応

県及び市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

## 第2 医薬品等の確保

### 1 現状と課題

阪神淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の確保に困難を来した。災害発生後においては、救急医薬品等の迅速な確保が、よりの確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品等の迅速な確保に努める必要がある。

### 2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に確保するものとする。輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて迅速な確保に努めるものとする。

### 3 対策

(1) 救急医薬品等の確保

市は、市内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関からの要請に基づき医薬品等備蓄施設又は県災害保健医療福祉調整本部へ医薬品等の供給を要請する。

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

※医薬品等備蓄施設 —— 医薬品卸売業者・薬剤師会等

(2) 輸血用血液製剤の確保

市は、的確な情報収集に努め、県及び県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保供給に努める。

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

## 第3 傷病者搬送

### 1 現状と課題

大規模地震発生時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものの被災等により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要があるが生じることが考えられる。

### 2 基本方針

傷病者、患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏まえた

上で、迅速かつ的確に行うこととする。

### 3 対策

#### (1) 搬送手段の確保

〔市〕

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、県地域災害保健医療福祉調整本部あるいは消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章及び証明書の交付を受けることとする。

〔消防機関〕

傷病者の搬送は、原則として消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

また、必要に応じ、他府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

#### (2) 搬送先の確認

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

#### (3) 搬送経路の確保

国、県、市等は、搬送経路となるべき道路が地震災害により損害を受けている場合、所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

## 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

### 第1 避難方法

#### 1 現状と課題

地震は、時間や場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所を把握することさえ困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

#### 2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うものとするが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難を行うこととする。

また、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について

は必要な措置を講じる。そして、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

### 3 対策

#### (1) 避難指示

##### ア 避難指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難指示をする。

また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときも、避難指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

##### イ 避難指示の内容

避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

##### (ア) 避難指示の理由

##### (イ) 避難の指示が出された地域名

##### (ウ) 避難経路及び避難先

##### (エ) 避難行動における注意事項

##### ウ 避難指示の伝達方法

避難指示を出したときは、市長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

#### (2) 避難誘導及び一般住民の避難

##### 〔市〕

市は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職団員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行うこととする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴

う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

#### 〔住民〕

地域住民は、避難時においては、できるだけ要配慮者に配慮しながら、町内会等の集団で避難するよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに行方不明者がいる場合は、市職員、警察官、消防職団員等に連絡するなど必要な措置を講ずる。

#### (3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、県警察又は消防機関に連絡する。

## 第2 指定避難所の設置

### 1 現状と課題

地震が発生し住民の避難が必要になった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に避難所の設置状況を周知する必要がある。また、避難所の収容力の不足が想定される地域において、避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、市の区域外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

### 2 基本方針

避難所の被災状況確認、避難所開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、市独自で避難所開設が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請することとする。

### 3 対策

#### (1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認を行うものとする。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

#### (2) 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じてあらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

### (3) 応急避難所の開設（テント村）

市は、平成28年熊本地震で行った支援の経験を生かして、指定避難所のみでは対応できない場合、狭いスペースや車中泊等をしている避難者への健康対策、あるいはプライバシー対策として、天幕（テント）を活用した応急的な避難所の設置についても推進する。

なお、天幕（テント）を活用した避難所は、季節、気象状況等を考慮して適切な時期に指定避難所や仮設住宅への移転を念頭において設置する。

市は、事前に候補地の選定、資材等の準備をしておくとともに、市民に対して周知を図る。

### (4) 広域応援協力

市は、独自で避難所を開設することができない場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域避難又は広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第3 指定避難所の運営体制

### 1 現状と課題

指定避難所運営について、例えば、責任者として予定していた者が被災して必要体制が確保できない、あるいは指定避難所で生活していた自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により予定どおり運営できない場合については、その補完は迅速に行われる必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となる他、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

### 2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、避難所の運営について自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理の外は、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

また、避難者のメンタルヘルス面を考慮し、保健師による巡回相談等を行い、また生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図る。

さらに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、施設管理者、避難所維持管理責任者、避難者自治組織の三者で協議していく。

### 3 対策

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよ

う配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

#### (1) 維持管理体制の確立

市は、避難所維持管理責任者等の任務につく職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に漏れが無いよう配慮する。

当該職員は、避難所における自治組織を構築する。なお、その際は、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないよう、それをサポートする者を選任しておく。また、避難所の運営にあたっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

#### (2) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、施設管理者、避難所維持管理責任者、避難者自治組織は、定期的な協議の場を設けるものとする。

#### (3) 生活環境への配慮

避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

- ・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- ・ それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- ・ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ・ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等視点に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- ・ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポス

ターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ・ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

#### (4) 精神面の対応

避難所生活に伴い、精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に、精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。市は、内科に加えて精神科の診療を行うなど県と協力して医師、保健師等による検診、相談業務を行う。

また、学校を避難所とする場合は、担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

#### (5) 平常体制への復帰対策

避難者等の減少等に伴い、避難所の規模の縮小・統合、供用終了の措置をとる場合は、施設管理者、避難所維持管理責任者、避難者自治組織の三者で協議し、円滑な移行に努める。

## 第5項 道路啓開

### 1 現状と課題

市内の道路網としては、高速交通網として山陽自動車道、中国横断道が、また、国道180号等の一般国道やこれらと有機的に接続する主要地方道が、さらに地域の生活を支える一般県道、市道等がある。

これらの道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するため、道路ネットワークの整備を進める一方で地震発生時における緊急活動を支援するため、道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する必要がある。

### 2 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うため、関係機関と協議の上、応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置づけ、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制の整備を行う。

### 3 対策

〔国、県、市等〕

#### (1) 緊急輸送道路の選定基準

## ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらと連絡する道路等で地震発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 県庁、備中県民局及び市役所を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港等）を結ぶ道路であること。
- (オ) 主要公共施設、警察署及び消防署を結ぶ道路であること。
- (カ) 道路幅員は、原則として二車線以上であること。

## イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

### (ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局所在の市、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

### (イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

### (ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

## (2) 緊急輸送道路の指定

国、県、市等は、あらかじめ関係道路管理者と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、防災関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを定めておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じて変更する。

## (3) 緊急輸送道路の啓開

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を考慮した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 各道路管理者は、建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 各道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通

行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

## 第6項 交通の確保計画

### 1 現状と課題

交通網が寸断された阪神淡路大震災では、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する自治体において被災地へ向かう車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと、また、被災地においてはほとんどの警察官が救助活動に従事し、交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。また、帰宅困難者の発生が予想される。

### 2 基本方針

広域交通規制道路を中心に、緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対し、災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

### 3 対策

#### (1) 陸上交通の確保

〔県、市〕

被災地やその周辺の交通量を抑制するため、救援物資の集積所（ヘリポートに併設が望ましい）を確保し、被災地へは小型貨物車により搬送を行う。

〔道路管理者〕

ア 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

イ 道路施設の破損等により交通の危険が生じた場合は、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

ウ 応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援要請する。

〔自衛隊及び消防機関〕

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

〔住民等〕

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域においては一般車両による走行を極力自粛する。

#### (2) 航空交通の確保

県、市、防災関係機関等は相互に連携し、ヘリポート基地の整備、確保に努める。

#### (3) 帰宅困難者

市は、県・防災関係機関と連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安

を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講じる。

## 第7項 消火活動に関する計画

### 1 現状と課題

阪神淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により消火活動がはばまれた。また、東日本大震災の消火活動では、揺れに伴う火災もさることながら、半数が津波による火災であり、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる通路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

### 2 基本方針

大規模地震発生により火災が広域的に同時多発し、応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

### 3 対策

#### (1) 消火活動対策

##### ア 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職団員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

##### イ 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

(イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保など住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(ウ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。

(カ) 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

##### ウ 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、市長等は岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき他の市町村長等に応援要請を行う。

#### (2) 消防の応急体制の整備

##### ア 応援隊の対応専任者

- (ア) 応援隊の受入れにつき、県本部や派遣自治体等との連絡調整に当たる専任者を設置する。
- (イ) 専任者の任務については、おおむね次のとおり。
  - a 緊急消防援助隊等への対応
  - b 応援ルート及び集結場所の選定
  - c 応援隊に関する各種連絡
- イ 応援隊等の指揮命令  
応援隊等の指揮命令は市長又は消防長がとる。
- ウ 消防部隊相互の通信体制  
無線交信における県内消防、県外消防及び統制波の使用周波数の運用を定める。
- エ 情報の収集・連絡体制  
大規模災害における各現場の出動部隊等との間の情報の収集・連絡体制の確立を図る。

## 第8項 危険物施設等の応急対策計画

### 1 現状と課題

地震により危険物施設が損壊したり、火災等により危険な状況になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあり、応急的保安措置を実施する必要がある。

### 2 基本方針

防災関係機関による、石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質の応急的保安措置を整備する。

### 3 対策

市防災計画第3編第11章第6節及び第7節のとおり。

## 第9項 緊急輸送計画

### 1 現状と課題

地震発生時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障を来すことが予想される。

応急対策を迅速に実施するためには緊急輸送を円滑に行う必要がある。

### 2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をとる。また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

### 3 対策

#### (1) 輸送ルートの確保

##### ア 陸上輸送

(ア) 各道路管理者は所管の道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

(イ) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間(土木建築業者)等の協力を得て早急を実施する。

イ 空路輸送

市は、自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。

(2) 輸送ルートの調整

ア 県及び市の災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

イ 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

(3) 人員、物資の輸送順位

ア 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

(ア) 人命の救助等に要する人員、物資

(イ) 応急対策に必要な人員、資材

イ 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を考慮し、必要な車両の通行措置を図る。

(ア) 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

(イ) 応急復旧等に必要な人員、物資

## 第10項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

### 1 現状と課題

大規模な地震が発生した場合は、全国各地から被災地に大量の生活必需品等が救援物資として届けられることが予想されるため、これら救援物資を円滑に受け入れ、各避難所や居宅で避難生活をする被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要があるが、市において救援物資の受入れから配分までのすべてを行うことは、保管場所や要員の不足等により困難である。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応について検討する必要がある。また、救援物資の搬送車両による交通渋滞や、必要以上の物資が届けられ、その保管、管理の問題などへの対策も検討する必要がある。

### 2 基本方針

被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化する事を踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、不足する物資、過剰の物資について全国に情報提供し、協力を求めるとともに要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

救援物資の受入地は被災地外（市外）に設け、そこで仕分等をした後、必要に応じて被災地（市内）へ搬送することとし、受入地での受入れ・仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については市で対応する。

搬送には、陸・空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

### 3 対策

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

〔市〕

避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各避難所の維持管理責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、調整の上、県に報告し物資の有効活用を図る。

〔地域〕

避難所維持管理責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどして、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所維持管理責任者を通じて市に連絡する。

#### (2) 物資の受入れ体制等

市は、公民館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

なお、市内に集積場所が確保できない場合は、近隣の被災していない市町村に要請して集積場所を確保する。

指定した集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

#### (3) 輸送方法

市は、道路、橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、（一社）岡山県トラック等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

#### (4) 物資の配布方法

〔市〕

避難所へ搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、避難行動要支援者を優先する。

また、被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で生活をしている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を避難所に取りに来るよう情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

〔地域〕

避難所以外で生活をする被災者に対し、物資等の情報を提供するとともに、必要に応じて援助物資を届ける等の支援を行う。



## 第 1 1 項 ボランティアの受入れ、調整計画

### 1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの対応能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次の段階には救援物資の仕分・搬送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障がい者等要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱するおそれがある。そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるように環境整備を行う必要がある。

### 2 基本方針

市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市・県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。また、感染症対策の観点を取り入れた受け入れや活動が行われるよう募集や活動の調整を行う。

### 3 対策

市は、被災地や避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

### 4 その他

市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第 1 2 項 災害時相互支援

### 1 方針

大規模な災害が広域的に発生した場合、被災地の自治体だけでは、対応が不十分となることが考え

られる。このような場合においては、「総社市大規模災害被災地支援に関する条例」（平成 25 年総社市条例 37 号）及び「総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例」（平成 29 年総社市条例 19 号）の定めるところにより、被災地の要請に応じて早急に支援を実施する。

また、本市が被災した場合、迅速かつ円滑な復旧、復興を図るため、同時被災する可能性の低い県外の自治体と「災害時相互応援協定」を締結し、包括的な災害対応力の強化を図る。

なお、実施に当たっては、災害協定締結自治体及び団体等と連携し、相互理解のもと連絡体制を密にして行うものとする。

## 2 実施内容

他の自治体に対する支援及び他の自治体からの受援の内容は次のとおりとする。

### (1) 主な内容

- ア 物資の輸送
- イ 防災資機材等の供与又は貸与
- ウ 活動に従事する要員の派遣及び輸送
- エ その他市長が必要と認める活動

◎ 災害時相互応援協定締結一覧（自治体）

(R6. 8. 1)

| No | 相手方                                | 協定名                   | 締結日       |
|----|------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 1  | 長野県茅野市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | H17.6.1   |
| 2  | 岡山県及び県内市町村                         | 災害時相互応援に関する協定         | H26.7.4   |
| 3  | 香川県丸亀市, AMDA                       | 災害時相互応援に関する協定         | H26.8.30  |
| 4  | 福島県相馬市                             | 災害時相互応援に関する協定         | H27.2.9   |
| 5  | 雪舟サミット構成市（益田市, 山口市, 三原市, 防府市, 井原市） | 災害時相互応援に関する協定（雪舟サミット） | H28.2.10  |
| 6  | 神奈川県伊勢原市                           | 災害時における相互応援に関する協定     | H29.6.2   |
| 7  | 大阪市和泉市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | H29.12.22 |
| 8  | 京都市与謝野市                            | 災害時における相互応援に関する協定     | H30.3.29  |
| 9  | 熊本県益城町                             | 災害時における相互応援に関する協定     | H30.11.19 |
| 10 | 福井県小浜市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | H29.11.30 |
| 11 | 大阪府松原市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | H30.12.18 |
| 12 | 福井県勝山市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.5.9    |
| 13 | 北海道苫小牧市, ピークエイド                    | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.6.10   |
| 14 | 長崎県対馬市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.6.23   |
| 15 | 新潟県新潟市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.7.11   |
| 16 | 高知県高知市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.10.28  |
| 17 | 山口県長門市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.11.6   |
| 18 | 香川県三豊市                             | 災害時における相互応援に関する協定     | R1.11.11  |

|    |         |                                       |          |
|----|---------|---------------------------------------|----------|
| 19 | 福岡県田川市  | 災害時における相互応援に関する協定                     | R1.11.26 |
| 20 | 広島県庄原市  | 災害時における相互応援に関する協定                     | R1.11.29 |
| 21 | 高知県須崎市  | 災害時における相互応援に関する協定                     | R2.1.10  |
| 22 | 奈良県奈良市  | 災害時における相互応援に関する協定                     | R2.2.27  |
| 23 | 三重県名張市  | 災害時相互応援協定                             | R2.10.13 |
| 24 | 鳥取県米子市  | 災害時相互応援協定                             | R2.10.16 |
| 25 | 鳥取県境港市  | 災害時相互応援協定                             | R2.10.16 |
| 26 | 熊本県熊本市  | 災害時相互応援協定                             | R2.10.19 |
| 27 | 福岡県太宰府市 | 災害時相互応援に関する協定                         | R2.11.2  |
| 28 | 滋賀県東近江市 | 災害時相互応援協定                             | R3.1.12  |
| 29 | 兵庫県養父市  | 災害時相互応援協定                             | R3.1.19  |
| 30 | 高知県室戸市  | 災害時及び健康づくりの推進の相互応援に向けた<br>包括的連携に関する協定 | R3.1.29  |
| 31 | 富山県富山市  | 災害時相互応援協定                             | R3.3.22  |
| 32 | 滋賀県守山市  | 災害時相互応援協定                             | R3.3.24  |
| 33 | 福島県いわき市 | 災害時相互応援協定                             | R3.3.26  |
| 34 | 大阪府東大阪市 | 災害時における相互応援に関する協定                     | R3.3.30  |
| 35 | 千葉県市川市  | 災害時相互応援に関する協定                         | R3.5.13  |
| 36 | 埼玉県本庄市  | 災害時における相互応援協定                         | R4.1.12  |
| 37 | 福岡県豊前市  | 災害時及び健康づくりの水深の相互応援に向けた<br>包括的連携に関する協定 | R4.1.14  |
| 38 | 和歌山県由良町 | 災害時における相互応援協定                         | R4.1.18  |
| 39 | 東京都稲城市  | 災害時における相互応援協定                         | R4.2.2   |
| 40 | 鹿児島県始良市 | 災害時相互応援に関する協定                         | R6.7.30  |

## (2) 被災者受入れ

ア 居住環境の確保

イ 食料及び生活物資等の提供

ウ 避難生活支援金の支給

<資料 9 総社市大規模災害被災地支援に関する条例>

<資料 10 大規模災害被災地支援に関する条例施行規則>

<資料 11 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例>

<資料 12 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則>

### 3 南海トラフ災害対応プラットフォーム

#### (1) 目的と支援内容

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、特に四国地方の孤立が予想され、支援が滞る可能性が考えられる。本市は、災害協定締結自治体及び団体である、香川県丸亀市、認定特定非営利活動法人AMD A等と連携して、特に高知県及び徳島県の支援を行うため、支援拠点の提供、医療チームの派遣や支援物資輸送等の支援を行う。

#### (2) 想定被災地

##### ア 高知県

(ア) 高知市 (イ) 須崎市 (ウ) 幡多郡黒潮町

##### イ 徳島県

(ア) 阿波市 (イ) 美馬市 (ウ) 阿南市 (エ) 海部郡美波町 (オ) 海部郡牟岐町  
(カ) 海部郡海陽町

#### (3) 後方支援拠点

ア 自治体：徳島県阿波市、美馬市

イ 民間：徳島県さくら診療所、ホウエツ病院他

#### (4) 総社市の役割

ア 統合指揮本部（中央公民館）

イ 本土側のベースキャンプ（派遣拠点）

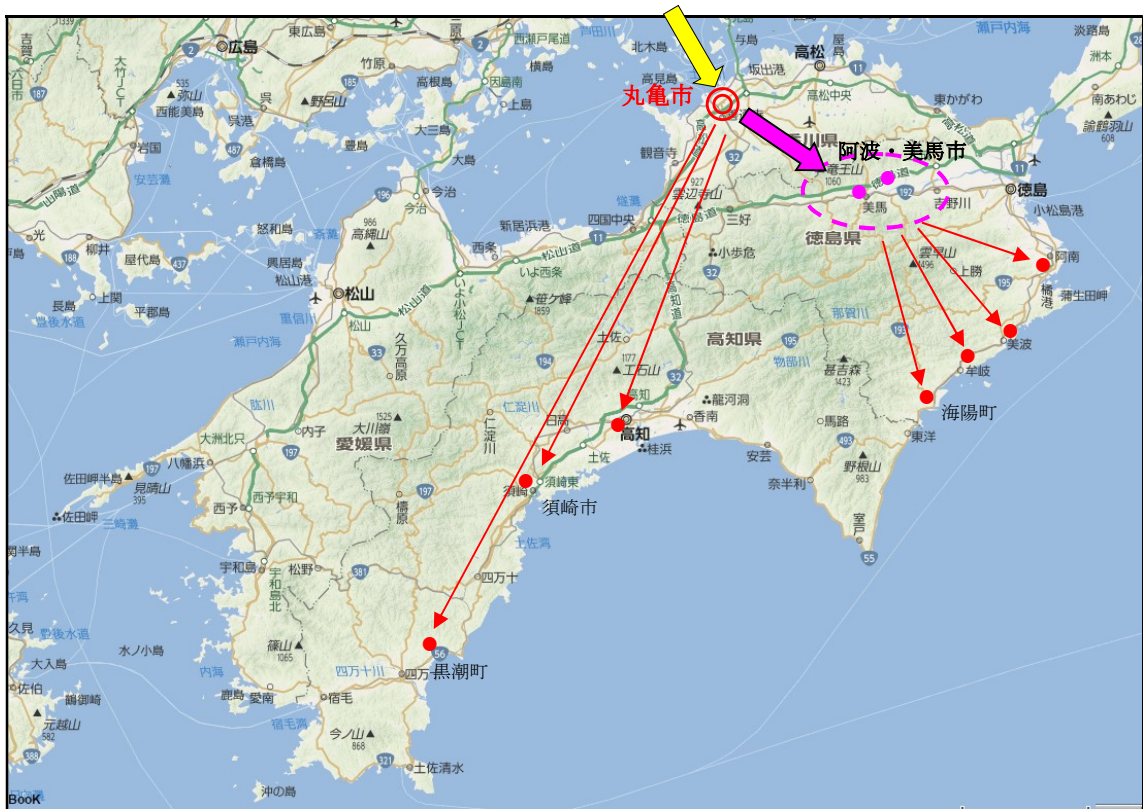
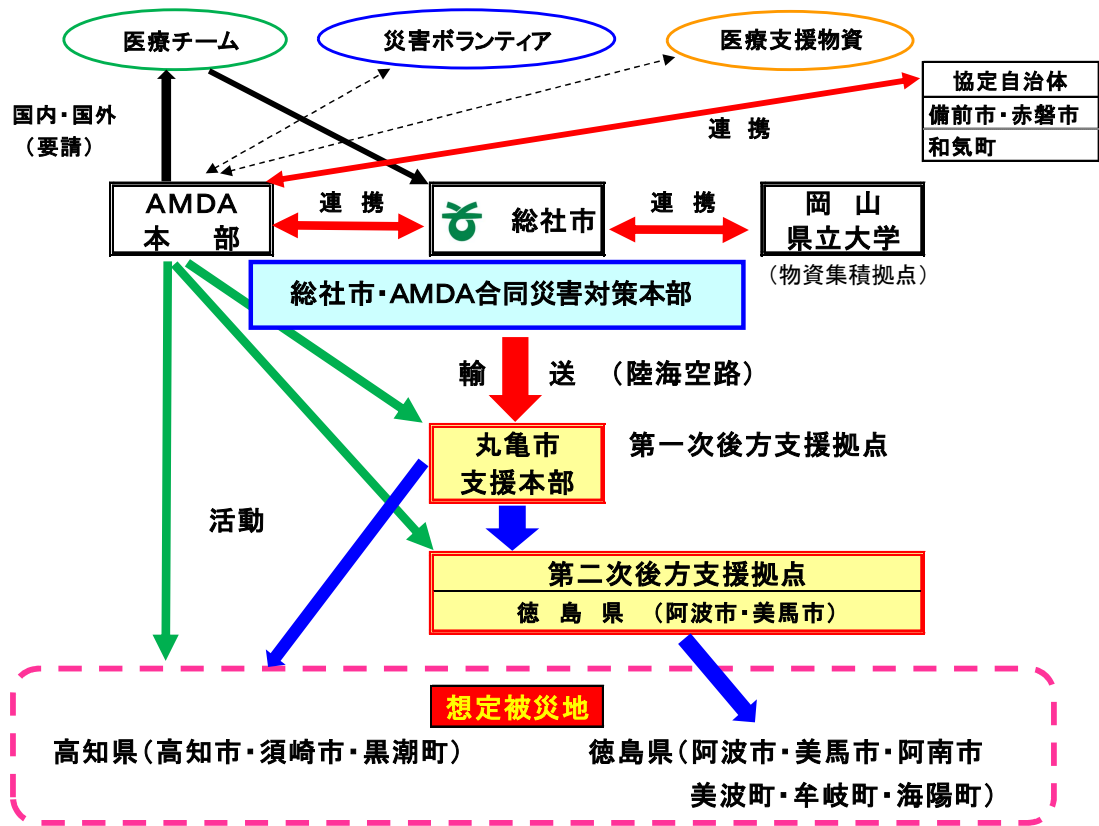
- ・全国及び世界各国から集合する医療スタッフ、コーディネーター及びボランティアの集合、調整、待機の拠点

ウ 自治体間の通信機能（四国の自治体との連携）

エ 支援物資の集積、保管、振り分け等の拠点

オ 輸送に係る燃料の確保

## 南海トラフ災害対応プラットフォーム



### 第3節 民生安定活動

#### 第1項 要配慮者支援対策計画

##### 1 現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動をとるとは、被災家屋に取り残されるおそれとなり、安否確認が困難となるので極力避け、地域住民の協力を得て避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現れるので、必要に応じて要配慮者とともに適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難させる必要がある。

##### 2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害の規模や状況に応じ、要配慮者のための配慮を十分に行う。

県及び市は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下、速やかな支援の実施を図る。

また、避難生活の中でも、できるだけ自立した生活ができるような支援をすることとする。

##### 3 支援

###### (1) 避難行動要支援者支援体制

市は、災害応急対策を行うに当たっては、必要に応じて要配慮者支援班を組織するものとし、市で対応が困難な場合には、他市町村又は県へ応援要請する。

###### (2) 福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

###### [社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した避難行動要支援者を受け入れるものとする。

### (3) 迅速な避難

#### 〔市〕

市は、消防機関、警察等と連携し、避難計画に従い、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、避難行動要支援者を雇用する事務所等における、避難行動要支援者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下、迅速な避難が行われるよう当該施設の管理者を指導する。

#### 〔社会福祉施設〕

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めた避難支援プランに基づき、入所者を避難させることとするが、避難に当たっては、できるだけ施設の近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

#### 〔住民〕

住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

### (4) 避難後の対応

〔市〕市は、要配慮者を支援するため、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ 軟らかい食品、液体ミルク等を必要とする者に対し、その確保、提供を行う。

カ 避難所又は居宅での必要資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を迅速に設置、提供する。

キ 避難所又は居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者については、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

#### 〔社会福祉施設〕

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて他施設、市、県に応援を要請する。

#### 〔住民〕

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、共に協力して生活するものとする。なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

## 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

### 第1 情報伝達体制

#### 1 現状と課題

避難者等被災者の不安解消や混乱防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が、被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問い合わせ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

#### 2 基本方針

被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、避難所への掲示、広報車等も活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

#### 3 対策

##### (1) 被災者への情報伝達

〔市〕

報道機関の協力を得て広報を行うとともに、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行う。また、必要により、県に広報の要請をすることとする。

なお、広報事項の主なものは、次のとおり。

- ア 災害の発生状況
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- エ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- オ 道路情報、医療情報その他の生活情報
- カ その他必要事項

〔ライフライン事業者〕

関係機関は、施設の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について各自の責任において広報する。

なお、適宜、市にこれらの情報を提供するものとする。

市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

## (2) 避難所避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項に留意する。

ア 情報伝達・収集体制と自治組織のかかわり方

イ 本部との連絡方法の確保

ウ 本部等へ連絡すべき事項

エ 収集すべき避難者等の情報の内容

オ 避難所に伝達する情報の内容及び周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）

## (3) 被災者の安否確認への対応

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等その方法について定めておく。

なお、安否照会への対応は、業務に支障がでるのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第2 報道機関への対応

### 1 現状と課題

発災時には、様々な情報が入り混じり、社会的混乱を生じることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表、伝達することが重要である。

また、救助活動に際して、取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

### 2 基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達するために、報道機関の協力を得るものとする。

また、救助に伴いサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について報道機関と事前に協議しておく必要がある。

### 3 対策

#### (1) 情報の提供及び報道の要請

市は、次の情報を報道機関へ提供し、必要により報道を要請する。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請するに当たっては、県と調整を図るものとする。

ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ 救助活動に関する情報

- ウ 交通施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他関係情報

また，情報提供，報道要請に当たっては，次の点に配慮する。

- ア) 関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう，収集の方法，発表の様式等を定めておく。
  - イ) 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
  - ウ) 報道機関へ情報を提供する場合に，県と連絡を取り合い，情報の錯そうを生じないようにする。
- (2) サイレントタイムの設定
- 市は，県の示した指針に沿って，サイレントタイムの設定に努める。

### 第3項 風評・パニック防止対策計画

#### 1 現状と課題

災害時において被災者等への情報が乏しい場合，断片的情報が人々に伝わる間に，それが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために，風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

#### 2 基本方針

災害時の風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

#### 3 対策

##### (1) 発生防止対策

ア 市は，被災地及び避難所等に定期的に張り紙又は広報車等により情報を提供し，均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て，情報の周知に努める。

##### (2) 風評解消対策

市は，風評を入手した場合は，その時点の状況に応じた広報手段により，速やかに適切な措置をとる。

### 第4項 食料供給，炊き出し計画

#### 1 現状と課題

大規模地震発生時においては，ライフラインが破壊され，炊き出し等は不可能となるため，他市町村や県外から食料を供給する必要がある。

また，学校が避難所として活用されることから，ライフライン復旧後は，学校の調理施設等が炊き

出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給計画を策定する必要がある。

- ア 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制
- イ 被災直後からの食品の確保・供給体制
- ウ 避難体制との連携
- エ 他市町村、他県からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

## 2 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、食料供給計画に基づいた確保、供給を行う。

なお、その際、避難行動要支援者へ十分配慮するものとする。

また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。

## 3 対策

### ・ 緊急食料等の調達

市は、計画等に基づき必要な緊急食料等の調達を、次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- カ 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制の確立
- キ 供給ルート、輸送体制の確立
- ク 避難所ごとの被災者、自治組織等の受入体制の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

## 第5項 飲料水の供給計画

### 1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。

### 2 基本方針

市は、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るよう努め、最低必要量（供給を要する人口×約3リットル）の水を確保できないときは、県に応援を要請する。

### 3 対策

〔市及び水道事業管理者（以下「市等」という。）〕

市等は、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、市等で飲料水の供給ができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき、近隣市町村等に支援要請するとともに、県に対し次の事項を示して調達あっせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借り上げの場合は、その必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所等と協力して衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は、1人1日当たり20リットル程度を目標とする。

〔住民〕

住民は、地震発生後3日間以上は、貯えた水等により飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は、市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸、湧水等を活用して飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

## 第6項 生活必需品等調達供給計画

### 1 現状と課題

地震発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、県、市が供給する必要がある。

### 2 基本方針

県、市は、特定の生活必需品について確保し、供給する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

### 3 対策

〔市〕

市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により

生活必需品を給（貸）与する。

ア 市の備蓄品の放出

イ あらかじめ協力を依頼している生活必需品の業者からの調達

ウ 県への応援要請

〔住民等〕

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は市に給（貸）与を申請する。

なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

## 第7項 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

### 1 現状と課題

火葬場等が破損し、使用できない場合や使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合等の埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）の処理体制について考慮しておく必要がある。

### 2 基本方針

市は、次の事項について十分考慮しておく。

ア 遺体搜索体制の確立、必要機器の確保

イ 遺体安置場所の確保体制

ウ 他市町村等の協力による埋葬等

エ 柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

### 3 対策

#### (1) 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関等の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

遺体は、県警察、医師に依頼して、検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 遺体の身元識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため単時間に埋火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬の処置をするまでの間、一時保存する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、市単独では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ア 遺体搜索，遺体処理，埋葬等の別とそれぞれの対象人員
- イ 搜索地域
- ウ 埋火葬施設の使用の可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・死体調査，遺体安置場所の確保

市は，避難所として使用されている施設を除き，適当な場所に遺体安置場所を設ける。

(3) 火葬場の確保

市は，火葬場の処理能力を把握しておく。

また，災害発生時（応援を含む。）の職員招集体制，勤務時間延長等の対応策について，十分考慮しておくものとする。

(4) 遺体の搬送方法の確保

市は，事前に搬送用車両の確保方法について十分考慮しておく。

また，火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

(5) 遺体の埋火葬

市は，実際に埋火葬を行う者に，柩，骨壺等の現物を給付することとする。

また，県警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお，埋火葬に当たっては，次の点に留意するものとする。

ア 身元不明の遺体については，県警察その他関係機関に連絡し，その調査に当たる。

イ 遺留品は，寺院等に一時保管を依頼し，身元が明らかになり次第，縁故者に引き渡すものとする。

## 第8項 ごみ・し尿処理計画

### 1 現状と課題

ごみ及びし尿処理は，地震の規模によっては，その処理に支障を来すおそれがある。このため，他市町村の施設との間にあらかじめ，ごみ・し尿等の収集・処理における応援協力体制を整えておくことも必要である。

### 2 基本方針

発災時における適正処理体制の確保のため，他市町村の施設との間にごみ・し尿等の収集・処理における応援協力体制を整備しておく。

また，ごみ・し尿処理関連業界，仮設トイレ等を扱うリース業界等の協力を得て迅速に収集・処理できる体制の整備に努める。

### 3 対策

(1) 必要な資機材，人員の確保

市は、必要に応じて周辺市町村等へ人員及び機材の応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。

また、民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の協力が得られるよう体制を整えておく。

## (2) 避難所等被災地におけるごみ処理等

### 〔市〕

市は、必要に応じて周辺市町村等へ受入・処理について応援を求めるとともに、県に対してその調整を要請する。

市は、速やかに臨時のゴミステーションを設置し、収集日時を定めるとともに、避難所にごみの仮置場を設けて住民又は避難者に周知する。これらのごみはできるだけ速やかに収集し、処理場へ搬入し、処理を行うものとする。

なお、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理や飛散・流出の防止等の管理を行うものとする。

また、トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を行うものとする。

### 〔住民〕

住民は、市が実施するごみ及びし尿の収集、処理業務に協力するものとする。

## 第9項 災害廃棄物処理計画

### 1 現状と課題

発災時には、一時的に大量の災害廃棄物（混合廃棄物、コンクリート殻等）が発生することが予想されるが、最終処分場が逼迫していることから災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場や最終処分場の確保が重要である。

また、地震の規模によっては、市内での処分が困難な場合も予想されることから、他市町村への受入れ支援の要請及び情報交換に努める必要がある。

### 2 基本方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、県及び市は、①県内の受入可能な廃棄物処理施設の拡大、②他県との受入支援体制の構築、③リサイクル施設の整備、④一時的仮置場の確保等に努める。

### 3 対策

#### (1) 組織体制の整備等

##### ア 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

#### イ 組織体制の整備

市は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

#### (2) 災害廃棄物処理計画の作成

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

#### (3) 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

#### ア 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

#### イ 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

#### ウ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

#### エ 仮設焼却炉等

市は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

#### オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

#### カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

#### キ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

#### ク 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

#### ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

#### (4) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口等を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

#### (5) 関係業界との協力

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために可及的速やかに行わなければならないことから、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会や一般社団法人岡山県建設業協会等の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクルなどの処理技術の向上を図る。

## 第 10 項 防疫及び保健衛生計画

### 第 1 防 疫

#### 1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、蔓延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については、防疫対策マニュアルを活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行うこととなる。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

#### 2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、衛生状態が悪化し感染症発生の原因になる可能性の高い避難所等について、迅速かつ的確に実施することとする。

また、このために必要な人員、資機材の確保に努める。

#### 3 対策

(1) 市は、県が実施する被災者の健康状況調査、健康診断に協力するとともに、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、便槽、家屋等の消毒方法及び清潔方法を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ置場等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。

ウ 県知事が感染症予防のため水道水等の使用を停止したときは、飲料水等生活に必要な水を被災していない水道事業者等から確保し、供給する。

エ 被災地域において感染症患者が発生したときは、直ちに入院等の指導をする。

オ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

カ 県知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

(2) 次の場合は、必要に応じ県に応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者への連絡等を必要とする場合

イ 市独自の防疫活動の実施が困難であり、人員及び資機材の応援を必要とする場合

#### 4 災害時における感染症対策等

感染症まん延期における避難体制及び感染防止対策については、「市地域防災計画(風水害等対策編) 第3編 第7章 自然災害と感染症対策」のとおり。

## 第2 健康管理

### 1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、種々の感染症蔓延の温床になるとともに、健康を自己責任で保持するには大き過ぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点から、保健医療面での公的支援が不可欠となる。

### 2 基本方針

被災時の健康管理については、市の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに県（保健所等）と協力し、健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談・指導体制を構築するとともに、医療機関等との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、市や保健所のスタッフだけでは不足することが予想されるため、被災していない他市町村や保健所等の医師、保健師等の応援を求める。

### 3 対策

市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、市独自で対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

また、他の市町村が被災した場合、県の求めに応じ、被災地へのスタッフの派遣について協力する。

## 第11項 文教対策計画

### 1 現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより児童生徒等の安否の確認、さらには被災により市外等へ転入学する児童生徒等の手続及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も検討されるが、避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、被災した児童生徒等もあり、授業再開時の連絡が困難な場合もある。

### 2 基本方針

地震発生により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に

必要な措置を講じる。

また、市外への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報等については学校から直接保護者に提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ適切な時期に行う。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

### 3 対策

#### (1) 被害状況、休業措置等の報告

〔校長等〕

被害が発生した場合は、その状況を速やかに教育委員会へ報告するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は市長へ同様に報告する。

#### (2) 教育施設の確保

〔校長等〕

##### ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

##### イ 臨時校（園）舎

災害又は避難所の設置により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときには、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

#### (3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

##### ア 教科書・学用品等の給与

(ア) 市（教育委員会）は、災害のため教科書を滅失・き損した児童生徒がいる場合、補給を要する冊数を調査するとともに、県（教育委員会）に必要事項を要請し、児童生徒の学習に支障が生じないよう学用品等の給与など適切な措置を講じる。

(イ) 市（教育委員会）は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

#### イ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市は教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

#### (4) 被災した児童生徒等の受入れ等の対応

##### 〔市〕

市は、県と連絡を取り合い、受入れ先の教育委員会等に対し、児童生徒の弾力的な受入れを依頼する。

また、災害対策本部を通じてマスコミに対し、受入れに関する情報の伝達を依頼するとともに、被災に伴う転入学等に関する窓口を設けて問い合わせに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。

##### 〔校長等〕

校長は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて、直接保護者に受入れに関する情報及び手続方法等を知らせる。

#### (5) 学校の再開

##### 〔市〕

市は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における避難所間の情報提供システムを活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、被災により市外の教育委員会等に受け入れられているの児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を設けて問い合わせに対応する。

##### 〔校長等〕

校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知、連絡を行う。

#### (6) 社会教育施設等の保護

「市地域防災計画（風水害等対策編）第3編 第6章第12節」のとおり。

## 第4節 機能確保活動

### 第1項 水道施設等応急対策計画

上下水道等のライフライン施設が被災した場合には、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障を来すことになるため、各事業者は早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に、①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備等について検討する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

#### 第1 上水道施設応急対策計画

##### 1 応急給水の実施

水道施設の被災により各地域で断水が予想されるため、施設の機能が回復するまでの暫定措置として給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生直後は避難所や医療施設等を中心に施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で要配慮者に配慮した給水を実施する。

##### 2 施設の復旧

被災者の生活再建にとって生活用水の供給は不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

- (1) 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては施設台帳の果たす役割が重要であることを考慮し、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。
- (2) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、市内の施工業者との間に災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。
- (3) 施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

##### 3 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、相互応援対策要綱を策定し、県下市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県下市町村の支援だけでは不十分な場合には、日本水道協会等を通じて他府県への協力支援を要請する。

#### 第2 下水道施設応急対策計画

- 1 市は、市が管理する下水道施設について、次のとおりの措置を講じる。

### (1) 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。

このため、日ごろから下水道台帳の整備やテレビカメラなどの資機材の調達に努め、発災時における迅速な被害状況の把握に努める。

調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、漏水等による二次災害の発生を防止する。

また、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。

### (2) 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。

また、被害が甚大で早期の下水処理機能の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理等により応急的な機能確保を図る。

## 2 支援要請

被害の状況によっては、県や他市町村に支援を要請する。

## 第2項 住宅応急対策計画

### 1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、地震発生時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等については余震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

### 2 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の水深、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらに、地震発生後、応急危険度判定士により被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより余震等による二次災害を防止する。

### 3 対策

#### (1) 応急仮設住宅の供与

##### ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、県知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

##### イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

(ア) 応急仮設住宅の建設は、次の基準で設置する。

##### a 建設予定場所

応急仮設住宅設置場所は、原則的には県又は市有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とする。

特に、市長はあらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地の確保に努める。

##### b 建物の構造及び規模等

軽量鉄骨組立方式とし、1戸当たりの面積及び費用は災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額内の施行が困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

##### c 建物完成予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

##### (イ) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

##### (ウ) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

##### (エ) 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

#### (2) 個人住宅の支援策

##### ア 被災住宅の応急修理

(ア) 災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、

災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 応急修理の内容

- a 災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。
- b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。)

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場など生活に欠くことのできない最小限度の部分について、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

(4) 市営住宅への一次入居等

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づく目的外使用として市営住宅の空き家に被災者を一次入居させることができる。この場合、総社市財産規則（昭和39年総社市規則第27号）第11条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

また、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

(5) 建設資機材の調達

市は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求める。

(6) 住宅応急支援窓口の設置

市は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

### 第3項 公共施設等応急対策計画

#### 1 現状と課題

阪神淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風や豪雨等による一般的災害とは異なり、各種の災害が同時、複合的に発生し、各方面わたる大きな被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

#### 2 基本方針

各公共施設の管理者は、施設の緊急点検を行い被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先にした施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

#### 3 対策

##### (1) 復旧体制の整備

ア 県、市及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

イ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

##### (2) 各公共施設の応急復旧計画

###### ア 河川施設の応急対策

県、市及びその他の河川管理者は、水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、堤防及び水門の破壊については土のうや矢板等による応急締切りを行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

###### イ 砂防施設等の応急対策

県及び市は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など被害状況に応じ、可能な限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土石流災害対策等推進連絡会を積極的に活用する。

###### ウ ため池施設の応急対策

地震発生後直ちに、ため池施設の緊急点検を行い被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度に

よっては速やかに放水の処置をとる。

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎，学校施設，病院及びその他の公共施設については，災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから，各管理者において被災建物応急危険度判定士などの専門技術者を活用し，施設の緊急点検を実施して被害状況の把握に努め，可能な限りの応急復旧を行い，機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

・ 道路施設の応急対策

ア 道路管理者は，地震発生後直ちに，あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い，それぞれが管理する道路の被害状況を調査し，地震の発生地域や被害状況を考慮したうえで車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合，二車線復旧を原則とするが，やむを得ない場合には一車線とし，適当な場所に待避所を設けるとともに，橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は，建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結するなどして障害物の除去や応急復旧等に必要の人員，資機材等の確保に努める。

ウ 道路管理者及び県警察は，啓開作業を実施するに当たり路上の障害物の除去が必要な場合には，消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

## 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第 1 節 総 則

### 第 1 項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

#### 1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 9 2 号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 計画の性格

- (1) この計画は、総社市地域防災計画（地震災害対策編）の第 4 章として作成する。
- (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 3 年 5 月 25 日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

#### 3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

### 第 2 項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第 3 条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、都窪郡早島町、里庄町、矢掛町

### 第3項 南海トラフ地震の被害想定

第1章「総則」第6節「南海トラフの巨大地震の被害想定」に記載する。

### 第4項 防災会議

第1章「総則」第3節「防災会議」に記載する。

### 第5項 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1章「総則」第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

## 第2節 災害対策本部等の設置等

### 第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに総社市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

### 第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、総社市災害対策本部条例及び総社市災害対策本部規程に定めるところによる。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

### 第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

### 第4項 災害警戒本部の設置

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、総社市災害警戒本部設置要領（以下「設置要領」という。）の定めにより、総社市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- 2 警戒本部の設置、運営及び本部員の招集は、設置要領の定めるところによる。
- 3 警戒本部を設置した場合は、警戒体制をとるとともに、職員及び関係機関に周知するものとする。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 第1項 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達における役割

第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

##### (2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達

被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮する。

第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

#### 2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、樋門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

#### 3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、調査する。

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第4項「危険物施設等災害予防計画」、第5項「有害ガス災害予防計画」、第6項「流出油等災害予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第8項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

#### 4 救助活動

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え（危機管理）」第4項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第1項「救助計画」に準ずる。

#### 5 救急・医療活動

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第4項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。

## 6 消火活動

第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

## 7 物資調達

「物資等の確保計画」については第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第8項物資等の確保計画，「救援物資等の受入れ，集積，搬送，配分計画」については第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第10項「救援物資等の受入れ，集積，搬送，配分計画」，「食料供給，炊き出し計画」については第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第4項「食料供給，炊き出し計画」，「飲料水の供給計画」については第5項「飲料水の供給計画」，「生活必需品等調達供給計画」については第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

## 8 資機材調達

「災害救助用資機材の確保計画」については第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え」第6項「災害救助用資機材の確保計画」，「建設用資機材の備蓄計画」については第7項「建設用資機材の備蓄計画」，「資機材調達計画」については第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。

## 9 輸送活動

第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第9項「緊急輸送計画」に準ずる。

## 10 保健衛生・防疫活動

第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第10項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

### 第2項 資機材，人員等の配備手配

#### 1 資機材の調達手配

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第6項「災害救助用資機材の確保計画」及び第7項「建設用資機材の備蓄・調達計画」並びに第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。

#### 2 人員の配備

市は，職員の配備状況を把握し，必要に応じて，県等への人員派遣等，広域的な措置をとる。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市は，地震が発生した場合において，総社市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

### 第3項 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第10項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。
- 2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
- 3 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。  
第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

### 第4項 帰宅困難者への対応

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

## 第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

### 第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の，災害対策本部の設置運営方法その他の事項については，第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに，災害対策本部からの指示事項等を伝達するものとする。

また，地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については，市で定める。

#### 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間，後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生，またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震，以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また，警戒措置期間の経過後さらに1週間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 4 避難対策等

##### ・地域住民等の避難行動等

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，地域住民等に対し，日頃からの地震への備えを再確認するなど，防災対応をとる旨を呼びかける。

#### 5 消防機関等の活動

(1) 市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止，円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，各種警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として，その対策を定めるものとする。

(2) 水防管理団体等は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

#### 6 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

## 7 市が管理等を行う道路，その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路，庁舎，会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，博物館，図書館，学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

#### ア 庁舎等公共施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水，食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検，整備
- ⑦ 非常用発電装置，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 各施設における緊急点検，巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は，施設ごとに別に定める。

#### イ 個別事項

- ① 橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
  - ② 河川について，水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
  - ③ 幼稚園，小・中学校等にあつては，児童生徒等に対する保護の方法
  - ④ 社会福祉施設にあつては，入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，（１）のアに掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。また，災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。

### (3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上，原則として中断するものとする。

## 8 滞留旅客等に対する措置

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等

のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された 場合における災害応急対策に係る措置

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、災害対策本部からの指示事項等を伝達するものとする。

また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、市で定める。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の行動計画

### 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、迅速な対応を行うため、あらかじめ南海トラフ地震臨時情報発表に伴う行動計画（以下「行動計画」と言う。）を定めるとともに、職員、自主防災組織、関係機関等に周知して、その推進を図る。

なお、行動計画は別に定める。（南海トラフ地震臨時情報発表時の行動計画）

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 1 施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

### 2 実施内容

#### (1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「第1建物の不燃化・耐震化」に準ずる。

#### (2) 避難場所の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第5項「避難場所等整備計画」に準ずる。

#### (3) 避難経路の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第4項「避難場所等整備計画」に準ずる。

#### (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第9項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

#### (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

#### (6) 通信施設の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第2項「情報の収集・連絡体制整備計画」に準ずる。

## 第7節 防災訓練計画

- 1 市及び消防機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 市及び消防機関は、自主防災組織等が実施する訓練に対し必要な指導を行う。  
第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5項「住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加」及び第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な防災対策への備え」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」に準ずる。
- 4 市及び消防機関は、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等による防災訓練の実施を普及する。  
第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5項「住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び消防機関は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識

- (7) 南海トラフ地震として、今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2 地域住民等に対する教育

市及び消防機関は、県及び防災関係機関等と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。

防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

この際、障がいのある人や外国人等の要配慮者に配慮する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とすべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着」に準ずる。

## 3 児童、生徒等に対する教育

市及び消防機関は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

なお、防災教育の推進については、第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。

## 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市等が実施する研修に参加するよう努める。

## 5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

### 第9節 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等

南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第1章に記載する本計画の目的、基本理念を踏まえ、ハード・ソフト対策を総動員して地震対策を推進とするものとする。

なお、基本的施策の計画等は次のとおりとする。

- ・ 地震防災対策緊急事業五箇年計画

避難場所、避難路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、令和2年度までの整備を推進する。

## 第 5 章 地震災害復旧・復興計画

## 第1節 復旧・復興計画

### 第1項 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

#### (1) 住まいの確保

- ・ 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。
- ・ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。
- ・ 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

#### (2) 生活資金等の支給等

- ・ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- ・ 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。
- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
- ・ 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

#### (3) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

市は、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

#### (4) 雇用の確保等

- ・ 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

#### (5) 迅速な罹災証明書の交付

- ・ 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、

災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

- ・ 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- ・ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

#### (6) 情報、サービスの提供等

- ・ 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- ・ 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- ・ 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

## 第2項 公共施設等の復旧・復興計画

### 1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。このため、復旧計画の策定に当たっては迅速な現状復旧を基本としつつ、被災状況等を考慮し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

### 2 対策

#### (1) 基本方向の決定

県及び市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努める。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりなど中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

#### (2) 迅速な復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の復旧に当たっては事前協議制度や総合単価制度等を活用し、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

市は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を考慮し、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、できるだけ速やかに計画を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重して計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を検討する。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するなどして復興計画のスムーズな実施に努める。

(4) 特定大規模災害被災地の復興

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国との連携、広域調整）に努める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### 第3項 激甚災害の指定に関する計画

#### 1 基本方針

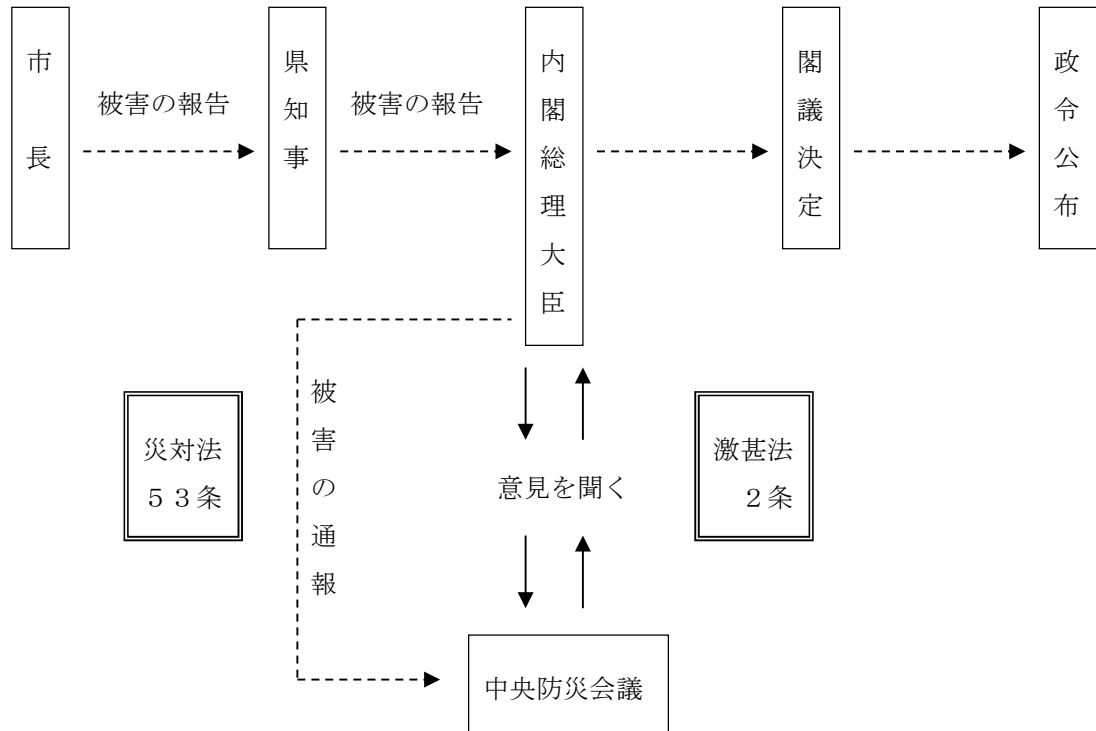
甚大かつ広範囲に及ぶと予想される地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を大きく左右することになるので、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

#### 2 対策

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、国の早期指定のためにも、各種施設ごとに正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

このため、市は、市内の被害状況の情報収集に努め、県が行う調査等に協力する。

(激甚災害指定のフロー)



## 第2節 財政援助等

### 第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

#### 1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提供する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

#### 2 対策

##### (1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業費については、個別の法律により国が全部若しくは一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業に関する法律等は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより迅速な施設復旧を図る。

##### ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

##### イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助
- (ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

##### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりである。

市は、被害状況を速やかに調査し、国、県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

##### ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業

- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
  - (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に対する特別の助成
  - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助措置
  - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による特例
  - (オ) 水防資機材費の補助の特例
  - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (キ) 公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

### 1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るために災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、市、金融機関その他の関係機関が取るべき措置を明確にする。

### 2 対策

#### (1) 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他の関係機関は、次の生活支援策を実施する。

##### ア 災害弔慰金の支給

市は、地震により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

##### イ 災害障害見舞金の支給

市は、地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

##### ウ 災害援護資金の貸付け

市は、地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

##### エ 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるために生活福祉資金を貸し付ける。

##### オ 母子父子福祉資金の貸付け

県及び市は、地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して母子福祉資金を貸し付ける。

##### カ 公的負担の免除等

県及び市は、被災状況等を考慮し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

##### キ 罹災証明書の交付

市は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に、罹災証明書交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

##### ク 被災者への広報

市は、被災者の自立に対する援助や助成措置に関して被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

#### (2) 被災中小企業への融資等

県及び市は、地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により、施設の復旧等に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期把握に努め、政府及び政府系金融機関に対して融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡易・迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置等について国に要請する。

オ 市及び中小企業関係団体は、特別措置について中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業支援資金融資制度（経済変動対策資金）による融資を優先的に行う。

キ 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

#### (3) 農林漁業関係者への融資等

県及び市は、地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者で組織する団体に対し、農林漁業の復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に、次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 株式会社 日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

#### (4) 住宅関連融資等

県及び市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して当該資金のあっせんを行う。

|             |               |            |
|-------------|---------------|------------|
| ア 災害復興住宅資金  | イ 地すべり等関連住宅資金 | ウ 宅地防災工事資金 |
| エ 産業労働者住宅資金 | オ マイホーム新築資金   | カ リフォームローン |

### 第3項 義援金品等の配分計画

#### 1 基本方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、その配分割合を決めるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

#### 2 対策

県、関係団体及び市等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

### 第3節 復興本部の設置及び復興計画

#### 第1項 市復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

#### 第2項 市復興計画

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を策定することができる。

市の復興計画は、国及び県の復興基本方針に即して、県と共同で策定することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項

## 総社市地域防災計画

(地震災害対策編)

発行 令和 6 年 8 月  
編集 総社市防災会議  
〒 719-1192  
総社市中央一丁目 1 番 1 号  
電話 0866-92-8599  
E-mail:kikikanri@city.soja.lg.jp (LGWAN)  
E-mail:kikikanri@city.soja.okayama.jp